

バッテリー規則 Regulation (EU) 2023/1542 の概要

株式会社 e・オータマ 佐藤智典

2023 年 10 月 16 日

目次

1 概要	2	3.2.9 プロデューサ責任機関 (producer responsibility organisation)	6
1.1 背景	3	3.2.10 廃棄物管理事業者 (waste management operator)	6
2 適用範囲	3	3.3 処理	6
2.1 適用の除外	4	3.3.1 リユース (re-use)	6
3 用語	4	3.3.2 リユースの準備 (preparation for re-use)	6
3.1 バッテリーのカテゴリ	4	3.3.3 用途変更 (repurposing)	6
3.1.1 バッテリー (battery)	4	3.3.4 用途変更の準備 (preparation for repurposing)	6
3.1.2 ポータブル・バッテリー (portable battery)	4	3.3.5 再生産 (remanufacturing)	6
3.1.3 汎用のポータブル・バッテリー (portable battery of general use)	4	3.3.6 リサイクル (recycling)	7
3.1.4 始動・照明・点火用バッテリー (starting, lighting and ignition battery)、SLI バッテリー	4	3.3.7 リカバリ (recovery)	7
3.1.5 軽量輸送手段用バッテリー (light means of transport battery)、LMT バッテリー	4	4 バッテリーを搭載した機器に対する要求	7
3.1.6 産業用バッテリー (industrial battery)	5	4.1 ポータブル・バッテリーと LMT バッテリーの取り外し性と交換性 (第 11 条)	7
3.1.7 電気自動車用バッテリー (electric vehicle battery)	5	4.1.1 バッテリーの取り外し性の要求から除外されるもの	8
3.2 事業者	5	4.2 バッテリーに関する事業者としての義務	8
3.2.1 事業者 (economic operator)	5	4.2.1 バッテリーを搭載/同梱した機器を EU 内で市場に出す事業者	8
3.2.2 製造業者 (manufacturer)	5	4.2.2 バッテリーを搭載/同梱した機器を EU に輸出する、EU 外の機器製造業者	9
3.2.3 承認代理人 (authorised representative)	5	4.3 バッテリーが搭載されているかも知れないコンポーネントの例	10
3.2.4 輸入業者 (importer)	5	5 バッテリーに対する要求	11
3.2.5 流通業者 (distributor)	5	5.1 要求事項	11
3.2.6 フルフィルメント・サービス・プロバイダ (fulfilment service provider)	5	5.1.1 第 6 条～第 10 条、及び第 12 条で定められたサステナビリティと安全性の要求	11
3.2.7 プロデューサ (producer)	5	5.1.1.1 物質の制限 (第 6 条)	11
3.2.8 拡大プロデューサ責任のための承認代理人 (authorised representative for extended producer responsibility)	6	5.1.1.2 電気自動車用バッテリー、2 kWh を超える充電可能な産業用バッテリー、及び LMT バッテリーのカーボン・フットプリントの宣言 (第 7 条)	11
		5.1.1.3 外部ストレージのみを持つものを除く 2 kWh を超える産業用バッテリー、電気自動車用バッテリー、LMT バッテリー、及び SLI バッテリーのリサイクルされた成分 (第 8 条)	12
		5.1.1.4 汎用のポータブル・バッテリーの性能と耐久性の要求 (第 9 条)	13
		5.1.1.5 充電可能な産業用バッテリー、LMT バッテリー、及び電気自動車用バッテリーの性能と耐久性の要求 (第 10 条)	13
		5.1.1.6 据え置き型バッテリー・エネルギー蓄積システム (第 12 条)	13
		5.1.2 Chapter III (第 13 条、第 14 条) で定められたラベリングと情報の要求	13



5.1.2.1	バッテリーのラベリングとマーキング (第 13 条)	13
5.1.2.2	バッテリーの健全性と予期される寿命に関する情報 (第 14 条)	14
5.2	バッテリーの適合性	14
5.2.1	整合規格や共通仕様の適用 (第 15 条, 第 16 条)	14
5.2.2	適合性評価手続き (第 17 条)	14
5.3	EU 適合宣言書 (第 18 条)	15
5.4	CE マーキング (第 19 条, 第 20 条)	16
6	事業者の義務 (Chapter VI)	16
6.1	製造業者の義務 (第 38 条)	16
6.2	バッテリー・セルとバッテリー・モジュールの製造業者の義務 (第 39 条)	17
6.3	承認代理人の義務 (第 40 条)	17
6.4	輸入業者の義務 (第 41 条)	17
6.5	流通業者の義務 (第 42 条)	18
6.6	フルフィルメント・サービス・プロバイダの義務 (第 43 条)	19
6.7	輸入業者や流通業者が製造業者の義務の対象となる場合 (第 44 条)	19
6.8	リユースの準備、用途変更の準備、用途変更、または再生産の対象となったバッテリーを市場に出し、あるいは使用に供する事業者の義務 (第 45 条)	19
6.9	取引先の情報の提供 (第 46 条)	19
7	バッテリー・デュー・ディリジェンス・ポリシーに関する事業者の義務 (Chapter VII)	19
7.1	バッテリー・デュー・ディリジェンスに係る原材料とリスク・カテゴリ (Annex X)	20
8	使用済みバッテリーの管理	21
8.1	プロデューサの登録 (第 55 条)	21
8.2	拡大プロデューサ責任	22
8.2.1	拡大プロデューサ責任 (第 56 条)	22
8.2.2	プロデューサ責任機関 (第 57 条)	23
8.2.3	拡大プロデューサ責任の遂行の委任 (第 58 条)	23
8.3	使用済みバッテリーの回収と処理	24
8.3.1	使用済みポータブル・バッテリーの回収 (第 59 条)	24
8.3.2	使用済み LMT バッテリーの回収 (第 60 条)	25
8.3.3	使用済み SLI バッテリー、使用済み産業用バッテリー、及び使用済み電気自動車用バッテリーの回収 (第 61 条)	26
8.3.4	流通業者の義務 (第 62 条)	27
8.3.5	エンド・ユーザーの義務 (第 64 条)	28
8.3.6	公共廃棄物管理機関の参加 (第 66 条)	28
8.3.7	自主回収ポイントの参加 (第 67 条)	28
8.3.8	処理	28
8.4	当局への報告 (第 75 条)	28
9	参考資料	29

1 概要

バッテリー規則 Regulation (EU) 2023/1542^[1] は、EU 内でバッテリーを市場に出し、あるいは使用に供することを可能とするための、サステナビリティ^[1]、安全性、ラベリング、マーキング、及び情報に関する要求事項を定める。

これは拡大プロデューサ責任、使用済みバッテリーの回収と処理、及び報告に関する最小限の要求事項も定める。

また、これはバッテリーそのものを市場に出し、あるいは使用に供する場合のみでなく、バッテリーを含む製品を市場に出し、あるいは使用に供する場合にも適用される。

この規則の目的はバッテリーの環境への (また、資源利用、人権問題などへの) 悪影響を防止し低減しながら域内市場の効果的な機能に寄与すること、また使用済みバッテリーの発生と管理の悪影響を防止し低減することで環境と人の健康を保護することである。

この規則そのものは 2024 年 2 月 18 日に発効し、現行のバッテリー指令 [2][7] を置き換える。^[2]だが、多くの要求についてはその適用が必要となる期日 (一部を除き本稿では触れない) が別途規定され、それらの要求は段階的に導入されることになる。この期日に別途発行される該当する委任/実施法令^[3]の発効日が関係する^[4]箇所も少なくとも、それらについては該当する法令の発行まで実際の期日は不明となる。

また、この規則の様々な条項にはそれらの条項に関わる特定の事項を定める実施法令への言及やこの規則の特定の条項を改訂する委任/実施法令を欧州委員会が採択できる^[5]旨の記載が含まれており、そ

^[1] 資源枯渇、気候変動、環境汚染、児童労働や強制労働を含む人権問題、国家紛争などに関わるデュー・ディリジェンスを含む。

^[2] バッテリー規則 Regulation (EU) 2023/1542^[1] は従来のバッテリー指令 [2][7] を置き換えるものとはなるものの、取り扱われる事項の範囲も事業者への影響も大幅に拡大されており、實際上、バッテリーやバッテリーを搭載した機器に対する全く新たな要求が定められたものと考えても良さそうである。

^[3] 委任法令 (delegated act) と書かれている箇所と実施法令 (implementing act) と書かれている箇所があるため、ここでは委任/実施法令と表記した。

^[4] 多くの要求事項で、この期日が例えば “2028 年 8 月 18 日、もしくは委任法令の発効日の 24ヶ月後のいずれか遅い方以降” (日付や委任/実施法令の発効後の期間はそれぞれ異なる) のように規定されている。

^[5] 通常は EU の法令の制定や改訂は欧州議会と欧州理事会での議決を含む手続きを経て行なわれるが、これらの事項について

これらの条項については実質的にこの規則に規定を追加し、あるいはこの規則の一部を改定するものとなる委任/実施法令が別途発行されることが、あるいは発行される可能性が予期されることが示されている。^{†6}

従って、順次発行されるであろう関連する委任/実施法令、またその他の改訂にも注意を払い、適切に対応を行なうことが必要となるだろう。

本稿では、バッテリーを組み込んだ機器を EU に輸出する事業者に関係しそうな事項を中心に、この規則の概要を述べる。^{†7}

なお、本稿はこの規則の内容全てをカバーするものではなく、また正確であるとも限らないので、上記のような事項を含め、正確な情報は規則そのもの^[1]、順次発行されるであろう関連する法令、その他の関連する公式な資料などを参照していただきたい。

1.1 背景

バッテリーの多くは希少な、かつ/もしくは環境や人体に有害な物質を使用しており、バッテリーの使用の増大に伴って資源や環境などへの影響の懸念も増大している。

希少な資源はしばしば紛争地域で採掘され、その採掘が武装勢力の資金源となる場合もあり、そのような供給への依存は資源の安定供給の上での、また社会的な観点での懸念となる。

鉱山における人権問題（児童労働や強制労働を含む）、環境汚染、また健康被害も問題視されており、そのような鉱山で採掘された資源の利用もそのような行為を容認する、あるいは助長するものとみなされるようになってきている。バッテリーの製造業者などがそのような鉱山と直接関係することはないとしても、使用している材料（機器に搭載されているバッテリーで使用されている材料）がそのような鉱山で採掘された原材料に由来するものであれば非難の対象と、場合によっては提訴の対象となることもある。^{†8}

では改訂が欧州委員会に委任されており、そのような手続きを経ずに欧州委員会での採択のみで改訂を行なうことができる。委任法令（delegated act）という呼称は、それがこのような委任に基づいて欧州委員会が採択したものであることを示す。

^{†6} 勿論、その他の条項も改訂される可能性があるが、それは通常の改訂手続きを経ることになる。

^{†7} 一方、そのような事業者が回収された使用済みバッテリーの処理を自自行なうことはあまりないと思われるので、リサイクル目標やそれに関する当局への報告なども含めて、回収された後の扱いについては本稿では触れない。

^{†8} 例えば 2019 年にはアップル、アルファベット、デル、マ

クソンが発生する使用済みバッテリーの取り扱いも課題である。

使用済みバッテリーは貴重な資源を含み、また不適切な処理は環境汚染や健康被害を引き起こす可能性もあるので、資源として利用することが望まれ、不法投棄はもとより、たとえそれが違法でなかったとしても埋設や焼却による処分は好ましくない。

また、発展途上国でのいわゆる“backyard recycling”^{†9}のような、現に著しい環境汚染や健康被害を引き起こしている問題もある。

リサイクルやリカバリのために輸出された使用済みのバッテリー、あるいはリユース目的の名目で輸出された中古のバッテリーや中古の製品に含まれるバッテリーも問題となる。^{†10}

このような問題の防止や軽減のため、バッテリーの長寿命化、再利用（リユース、用途変更、あるいは再生産）の促進などによって使用済みバッテリーの発生を抑制するとともに、使用済みとなったバッテリーを適切に回収して再資源化することが、またその全過程で環境汚染や健康被害を引き起こさないように適切に取り扱うことが望まれる。

2 適用範囲

バッテリー規則は、その形状、体積、質量、設計、組成、化学的性質、使用法、あるいは目的に関わらず、EU で市場に出され^{†11†12}、あるいは使用に供される全ての種類のバッテリーに適用される。

この規則は機器への組み込みや追加のために特に設計された、機器に組み込まれた、あるいは追加されたバッテリーにも同様に適用される。

イクロソフト、テスラが児童労働によって採掘されたコバルトを利用しているという理由から人権団体に提訴された（<https://forbesjapan.com/articles/detail/31365> など）。

^{†9} 貧困地域において、使用済みの鉛蓄電池からの鉛の回収が環境汚染や健康被害への配慮もなしに小屋や路上で手作業で（バッテリーをハンマーや斧で破壊し、取り出した鉛を鍋で煮て成形するような方法で）行なわれ、含まれる有害物質、特に鉛による高度の環境汚染と住民の曝露を引き起こしている。<https://e360.yale.edu/features/getting-the-lead-out-why-battery-recycling-is-a-global-health-hazard>などを参照。

^{†10} リユースに適さないバッテリーの輸出はおそらく多くの地域で有害廃棄物の国境を超える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約に基づく規制の対象にもなるだろう。本稿では述べないが、この規則は使用済みバッテリーの輸出に関する規定も含む。

^{†11} 「市場に出す（placing on the market）」はその製品（型式ではなく特定の個体）を共同体市場で最初に入手可能とすることを意味する。

^{†12} 「バッテリーを市場に出す」はバッテリーを含む製品を市場に出すことを含む。

バッテリーはポータブル・バッテリー、始動・照明・点火用バッテリー (SLI バッテリー)、軽量輸送手段用バッテリー (LMT バッテリー)、電気自動車用バッテリー、及び産業用バッテリーに分類され、その全てが同様にこの規則の対象となるが、一部の要求事項はバッテリーの分類に応じて異なったものとなる。

上記のようにこの規則は機器に組み込まれたバッテリーにも適用され、またこの規則はバッテリーを搭載した機器に対する追加の要求事項も含んでいる。

従って、バッテリーそのものの製造や流通に関係する事業者のみでなくバッテリーが組み込まれた機器の製造や流通に関係する事業者もこの規則への適切な対応が必要となる。

2.1 適用の除外

- この規則は以下のものに組み込まれた、あるいはそれらへの組み込みのために特に設計されたバッテリーには適用されない:
 1. 軍需の目的で特に設計されていないものを除く、加盟国の安全保障上の基本的な利益の保護、武器、弾薬、軍需資材に関する機器;
 2. 宇宙に送るために設計された機器。
- この規則の Chapter VIII (使用済みバッテリーの管理; §8) は指令 2009/71/Euratom^{†13} で規定された核施設の安全のために特に設計された機器には適用しない。

3 用語

3.1 バッテリーのカテゴリ

3.1.1 バッテリー (battery)

内部や外部に蓄積された化学的エネルギーの直接の変換によって発生させられた電氣的エネルギーを供給する、1 つ以上の充電可能でない、あるいは充電可能なバッテリー・セル、モジュール、あるいはそれらのパックから成る任意のデバイスを意味し、リユースの準備、用途変更の準備、用途変更、または再生産の対象となったバッテリーを含む。

^{†13} Council Directive 2009/71/Euratom of 25 June 2009 establishing a Community framework for the nuclear safety of nuclear installations

3.1.2 ポータブル・バッテリー (portable battery)

産業用途のために特に設計されていない、また電気自動車用バッテリー、LMT バッテリー、あるいは SLI バッテリーでない、密封された、質量が 5 kg 以下のバッテリー。^{†14}

3.1.3 汎用のポータブル・バッテリー (portable battery of general use)

再充電可能かどうかに関わらず、互換性を持つように特に設計された、以下の共通の形状のいずれかを持つポータブル・バッテリー: 4.5 V (3R12)、ボタン・セル、D、C、AA、AAA、AAAA、A23、9 V (PP3)。^{†15}

3.1.4 始動・照明・点火用バッテリー (starting, lighting and ignition battery)、SLI バッテリー

車両やその他の輸送手段や機械類で、始動、照明、あるいは点火のための電力を供給するように設計された、また補助的な、あるいはバックアップの目的で使用できるバッテリー。^{†16}

3.1.5 軽量輸送手段用バッテリー (light means of transport battery)、LMT バッテリー

電動機のみ、あるいは電動と人力の組み合わせで駆動できるように設計された、Regulation (EU) No 168/2013^{†17} で規定されたカテゴリ L^{†18}の型式認定された車両を含む、車輪を持つ車両^{†19}の牽引のための電力を供給するように特に設計された、密封された、質量が 25 kg 以下の、電気自動車用バッテリーではないバッテリー。

^{†14} 汎用のポータブル・バッテリーや類似のもの、電話機、ポータブル・コンピュータやその他の情報技術機器、電動工具などのバッテリー・パックなど。

^{†15} 例えば、充電可能なものを含む、標準的な形状の乾電池やボタン/コイン電池。

^{†16} 例えば自動車用の 12 V 鉛蓄電池。

^{†17} Regulation (EU) No 168/2013 of the European Parliament and of the Council of 15 January 2013 on the approval and market surveillance of two- or three-wheel vehicles and quadricycles

^{†18} 二輪や三輪の車両、クワドリサイクル (小形四輪車両) など。

^{†19} 上記のもの他、電動アシスト自転車など。

3.1.6 産業用バッテリー (industrial battery)

産業用に特に設計された、用途変更の準備が用途変更が行なわれた後は産業用として意図された、あるいは質量が 5 kg を超える、電気自動車用バッテリーでも LMT バッテリーでも SLI バッテリーでもないバッテリー。

3.1.7 電気自動車用バッテリー (electric vehicle battery)

Regulation (EU) No 168/2013^{†17} で規定されたカテゴリ L^{†18} のハイブリッドや電動の車両の牽引のための電力を供給するように特に設計された、あるいは Regulation (EU) 2018/858^{†20} で規定されたカテゴリ M、N、あるいは O^{†21} のハイブリッドや電動の車両の牽引のための電力を供給するように特に設計されたバッテリー。

3.2 事業者

3.2.1 事業者 (economic operator)

製造業者、承認代理人、輸入業者、流通業者、フルフィルメント・サービス・プロバイダ、あるいはバッテリーの製造、リユースの準備、用途変更の準備、用途変更、または再生産の義務に関係する、バッテリーをオンラインを含む市場で入手可能とする、またはバッテリーを使用に供するその他の任意の自然人や法人。^{†22}

3.2.2 製造業者 (manufacturer)

バッテリーを製造し、あるいは設計もしくは製造されたバッテリーを入手し、そのバッテリーを自らの名前

^{†20} *Regulation (EU) 2018/858 of the European Parliament and of the Council of 30 May 2018 on the approval and market surveillance of motor vehicles and their trailers, and of systems, components and separate technical units intended for such vehicles, amending Regulations (EC) No 715/2007 and (EC) No 595/2009 and repealing Directive 2007/46/EC*

^{†21} 乗用車、貨物車、トレーラなど。

^{†22} 事業者は、大きく製造業者 (§3.2.2) からフルフィルメント・サービス・プロバイダ (§3.2.6) まで、またプロデューサ (§3.2.7) から廃棄物管理事業者 (§3.2.10) までの 2 つのグループに分けることができ、前者は主に本稿の §5 で述べたバッテリーに対する技術的な要求事項やそれに関する適合手続きなどの事項に、後者は主に本稿の §7 から §8 で述べたデュー・ディリジェンスや使用済みバッテリーの回収や処理に関係する。事業者が複数の (例えば輸入業者とプロデューサの) 役割を持つことも多い。

や商標のもとで市場に出し^{†23}、あるいは自らの目的のために使用に供する任意の自然人や法人。

3.2.3 承認代理人 (authorised representative)

この規則の Chapter IV (バッテリーの適合性; §5.2) と Chapter VI (事業者の義務; §6) の製造業者の義務に関わる特定の任務に関して製造業者の代理を務めるようにという書面による委任状を受け取った EU 内の自然人や法人。

3.2.4 輸入業者 (importer)

EU 外からのバッテリーを EU の市場に出す任意の自然人や法人。

3.2.5 流通業者 (distributor)

バッテリーを市場で入手可能とする、サプライ・チェーン内の製造業者と輸入業者以外の任意の自然人や法人。

3.2.6 フルフィルメント・サービス・プロバイダ (fulfilment service provider)

郵便サービスや貨物輸送サービスを除く、関係する製品の所有権を持たずに、保管、梱包、宛先の指定と発送のうち少なくとも 2 つのサービスを商業活動として提供する任意の自然人や法人。

3.2.7 プロデューサ (producer)

遠隔契約の手段を含め、用いられる販売手法に関わらず以下のいずれかを行なう製造業者、輸入業者、流通業者、あるいはその他の自然人か法人:^{†24}

^{†23} 例えばバッテリー・パックの場合、機器の製造業者がその機器用のバッテリー・パックに自らの名前や商号/商標を表示していることも多いが、そのような場合はその製造業者がこの規則のもとでの製造業者としての義務を負うことになるだろう (§4.2.2)。

^{†24} 単純には、それが機器に組み込まれている場合を含め、バッテリーをその加盟国^{†25} の市場に最初に出す者がプロデューサとしての責任を持つことになる。

^{†25} EU ではなくその加盟国の市場であることに注意。例えばある国の小売業者が EU の他の国の市場で仕入れたものを販売する場合、その小売業者がその加盟国の市場に出すことになり、従ってその小売業者がプロデューサとしての責任を持つことになる。これは EU 外からの輸入の場合も同様であるが、例えばある EU 加盟国にある総代理店が EU 外から輸入したバッテリーを各 EU 加盟国の流通網に供給するような場合は、その総代理

1. 加盟国内に所在し、自らの名前や商標のもとでバッテリーを製造し、あるいは設計もしくは製造されたバッテリーを入手して自らの名前や商標のもとでその加盟国の領域内で最初に供給する；
2. 加盟国内に所在し、他の者によって製造されたがその製造業者の名前や商標が示されていないバッテリーを自らの名前や商標のもとでその加盟国の領域内で再販売する；
3. 加盟国内に所在し、他の加盟国や EU 外からのバッテリーをその加盟国内で業として最初に供給する；
4. 他の加盟国か EU 外に所在し、一般家庭であるかどうかに関わらず加盟国内のエンド・ユーザーとの直接的な遠隔契約の手段によってバッテリーを販売する。

バッテリーは、機器、軽量輸送手段、あるいはその他の車両に組み込まれたものを含む。

3.2.8 拡大プロデューサ責任のための承認代理人 (authorised representative for extended producer responsibility)

この規則の Chapter VIII (使用済みバッテリーの管理; §8) のプロデューサの義務を果たすようにプロデューサによって任命された、プロデューサが所在する加盟国とは異なる、プロデューサがバッテリーを市場に出した加盟国内に所在する自然人か法人。

3.2.9 プロデューサ責任機関 (producer responsibility organisation)

いくつかのプロデューサの代理として拡大プロデューサ責任 (§8.2) の達成を財務的、あるいは財務的及び運用的に組織化する法人。^{†26}

店が各国の市場に出すものとして自ら出荷先の全ての国におけるプロデューサとしての責任を負うか、あるいは各加盟国の最上流の流通業者がその総代理店から輸入して各国の市場に出すものとしてそれらの流通業者が各国でのプロデューサとしての責任を負うかのいずれかの対応となるかも知れない。

^{†26} 主にバッテリー指令 [2][7] での回収スキーム (collection scheme) がこの役割を果たすようになるものと思われる。

3.2.10 廃棄物管理事業者 (waste management operator)

使用済みバッテリーの分別回収と処理を専門的に行なう任意の自然人か法人。

3.3 処理

3.3.1 リユース (re-use)

廃棄物以外の製品や製品のコンポーネントが想定されていたものと同じ目的のために再び使用されること。

3.3.2 リユースの準備 (preparation for re-use)

廃棄された製品や製品のコンポーネントを他の前処理なしにリユースできるようにする、確認、清掃、あるいは修理の作業。

3.3.3 用途変更 (repurposing)

使用済みバッテリーでないバッテリーかその一部をそれが本来設計されたものとは異なる用途のために使用できるようにする任意の作業。^{†27}

3.3.4 用途変更の準備 (preparation for repurposing)

使用済みバッテリーかその一部をそれが本来設計されたものとは異なる用途のために使用できるように準備する任意の作業。

3.3.5 再生産 (remanufacturing)

バッテリー・セルやモジュールを分解、評価し、ある程度の数の新品の、中古の、あるいは廃棄物からリカバリされたバッテリー・セルやモジュール、あるいは他のバッテリーのコンポーネントを用い、オリジナルの定格容量の少なくとも 90 % のバッテリー容量を回復させてバッテリーをそれが本来設計されたものと同じ用途のために使用できるようにする任意の技術的作業。

^{†27} 例えば劣化した電気自動車用バッテリーを据え置き蓄電システム用 (産業用バッテリー) に再利用するような。

3.3.6 リサイクル (recycling)

オリジナルの、あるいは他の目的のためのいずれであれ、廃資材が製品、資材、あるいは物質に再生されるリカバリ活動。

有機物の再加工を含むが、エネルギー・リカバリ、燃料や埋め戻し用に用いられる資材への再加工は含まない。

3.3.7 リカバリ (recovery)

特定の機能を果たすために用いられた筈の他の資材を廃棄物が置き換えることで有用な役割を果たす、あるいは廃棄物がその機能を果たすために準備されることがその主な結果である任意の作業。

指令 2008/98/EC^{†50} の Annex II にはリカバリに該当する作業の一覧がある。

4 バッテリーを搭載した機器に対する要求

4.1 ポータブル・バッテリーと LMT バッテリーの取り外し性と交換性 (第 11 条)

2027 年 2 月 18 日以降、ポータブル・バッテリーや LMT バッテリーを含む製品を市場に出す者は、下記のように、そのバッテリーを容易に取り外し、また交換できるようにすることが必要となる。^{†28†29}

1. ポータブル・バッテリーを含む製品を市場に出す者は、その製品のライフタイムの任意の時点でバッテリーをエンド・ユーザーが容易に取り外し、また交換できるようにする。

^{†28} バッテリーを容易に取り外せるようにするという要求は以前のバッテリー指令 [2][7] にも含まれていたが、「エンド・ユーザーが容易に取り外せない場合、製造業者と無関係な専門家が容易に取り外せるように設計する」とあるように、エンド・ユーザーが取り外せることが必須となつてはならず、またバッテリーを交換できることは要求されていなかった。バッテリー指令でのこの要求は、使用済みとなった機器の処理に際してバッテリーを分別して別に処理できるようにすることが意図されているものと考えられる。一方、バッテリー規則でのこのバッテリーの取り外し性と交換性に関する要求は「修理する権利」にも関係するものと考えて良いだろう。この要求は過去に設計された製品のその期日以降に EU の市場に出される個体にも適用され、この要求を満足させるために設計変更が必要となる製品も少なくないかも知れない。

^{†29} 部品の交換性の要求はエコデザイン指令 [6][11] にも含まれている。例えば冷蔵庫に対する実施措置 Regulation (EU) 2019/2019 ではサーモスタット、温度センサ、基板、及び光源を専門の修理工が交換できること、またそれらの補修部品の供給についても規定されている。

この義務はそのようなバッテリーに含まれる個々のセルやその他の部品に対してではなくバッテリー全体に対してのみ適用される。

ポータブル・バッテリーは、製品とともに無償で提供されるもの以外の特殊な工具、専用の工具、熱エネルギー、あるいは溶剤を製品の分解のために必要とせずに製品から市販の工具を用いて取り外せるならば、エンド・ユーザーが容易に取り外せるものとみなされる。^{†30†31}

ポータブル・バッテリーを含む製品を市場に出す者は、それらの製品にバッテリーの使用、取り外し、及び交換に関する指示書と安全情報を添付する。

また、それらの指示書と安全情報は、エンド・ユーザーが容易に理解できる形で、公開のウェブサイトでオンラインで恒久的に利用可能とする。

この要求への適合を理由として電気/電子機器に対する環境や人の健康の高水準の保護のための他の任意の規定が免除されるものではない。^{†32}

2. LMT バッテリーが組み込まれた製品を市場に出す者は、製品のライフサイクルの任意の時点で第三者の専門家がそれらのバッテリーを、またバッテリー・パックに含まれているそれぞれのバツ

^{†30} 例えば次のようなものはエンド・ユーザーがバッテリーを容易に取り外せないともみなされるかも知れない: 筐体が開けることが困難となるような方法で固定されている、外す必要がある箇所にタンパーブールフねじが用いられている、バッテリーが接着剤や強力なテープで固定されている、バッテリーが基板にはんだ付けされている、バッテリーがモールドに埋め込まれている。

^{†31} 例えば指示に従った作業中に次のよう事象が発生する可能性があるものはエンド・ユーザーがバッテリーの取り外しや交換を安全に行なえないともみなされるかも知れない: 危険な部分に触れる可能性がある、人や物が触れた時 (それが発生しそうな場合は金属片などで端子間が短絡された場合を含む) に危険をもたらすかも知れないバッテリーの端子に容易に触れることができる、外装の損傷などのバッテリーの機械的な損傷を生じる可能性がある、バッテリーの取り付け時にその結果として危険をもたらすかも知れない誤接続 (例えば逆極性での接続や接続不良) を生じる可能性がある。

^{†32} 人の安全に関しては、最低限、指示に従った作業、また予見可能な誤りの範囲で安全であることが、また通常は該当する安全をカバーする指令や規則 (例えば低電圧指令、一般製品安全規則など) の必須要求と安全規格の要求を満足することが必要となるだろう。また、指示に従った作業で機器の損傷や劣化を生じるべきではなく、また予見可能な誤りの範囲でも機器の損傷や劣化を生じないことが望ましいであろう。後者に対する保護は限定的なものとなるかも知れないが、必要な場合、そのような誤りを防ぐように指示書で明確に指示することに加えて、例えば外すべきでないねじはキャップやシールで隠したりタンパーブールフねじを用いたりする、作業中に人が触れて静電気放電 (ESD) で損傷させるかも知れない基板には絶縁材のシートを被せるなどの対応は可能かも知れない。

テリ・セルを容易に取り外し、また交換できるようにする。

3. 上記の要求に関して、ポータブル・バッテリーや LMT バッテリーは機器や軽量輸送手段からそれを取り外した後でその機器や軽量輸送手段の機能、性能、また安全性への影響なしに他の互換性のあるバッテリーと置き換えることができるならば容易に交換できるとみなされる。
4. ポータブル・バッテリーや LMT バッテリーが組み込まれた製品を市場に出す者はその機器のモデルの最後のユニットが市場に出されてから少なくとも 5 年間、第三者の専門家とエンド・ユーザーがそれらのバッテリーをその機器のスペア・パーツとして妥当かつ非差別的な価格で入手できるようにする。
5. ポータブル・バッテリーや LMT バッテリーの、あるいは主要なコンポーネントの他の互換なバッテリーや主要なコンポーネントとの交換を妨げるためにソフトウェアを用いてはならない。^{†33}

4.1.1 バッテリーの取り外し性の要求から除外されるもの

以下に該当するものはエンド・ユーザーが容易にバッテリーの取り外しや交換を行なえることという要求の対象から除外される:

- ポータブル・バッテリーを含む下記の機器:
 1. 日常的に水の飛沫、水の噴流、水没に曝される環境で主に動作するように特に設計された^{†34}、あるいは洗浄や濯ぎを行なえるように意図された機器;^{†35}
この例外はそれがユーザーとその機器の安全を確かとするために必要な場合にのみ適用する;

^{†33} 例えば、非純正のバッテリーと交換された、あるいはその機器の製造業者自身か認定業者以外によって交換されたことを検知して機器の機能や性能を制限するようなことは認められないであろう。

^{†34} IPX4 以上に相当するが、「日常的に (regularly)」や「主に (primarily)」という表現に注意。

^{†35} このような機器は防水のために厳重に封止されていてエンド・ユーザーによるバッテリーの交換は難しい、あるいはバッテリーを交換した後で防水性を維持することは難しいかも知れない。但し、この次に書かれているように、この要求の対象から除外されるのはそれが安全のために必要な場合 (例えば、エンド・ユーザーによるバッテリー交換に伴う防水性の低下が、そして水が侵入して安全性が損なわれることが予見される、など) に限られるであろうことに注意が必要かも知れない。

2. 専門家向け医療用イメージング及び放射線治療用機器、及び体外診断医療機器。

このような機器はエンド・ユーザーが容易にバッテリーの取り外しや交換を行なえなくても良いが、第三者の専門家がバッテリーの取り外しや交換を行なえる必要がある。

- 電源の持続性が必要で、ユーザーとその機器の安全性を確かとするために、あるいはその主機能としてデータの収集と提供を行なう製品の場合はデータのインテグリティの理由から製品とそのポータブル・バッテリーとの恒久的な接続が要求される場合。

欧州委員会はこの要求の適用の除外の対象を追加する委任法令を採択する権限を付与される。^{†36}

バッテリーの取り外し性の要求の対象とならない場合であっても、一般に、少なくとも使用済みとなった製品の処理に際しての分別のため、エンド・ユーザーか専門家がバッテリーを安全に取り外せることは必要となるだろう (§8.3.5)。

4.2 バッテリーに関する事業者としての義務

4.2.1 バッテリーを搭載/同梱した機器を EU 内で市場に出す事業者

バッテリー (たとえ普通の乾電池 1 つや基板上に搭載されたコイン電池 1 つだけであっても) を搭載した、あるいは同梱した機器を EU 内で市場に出す事業者も、この規則の上でのバッテリーに関する事業者に対する義務 (§6) の対象となる。

例えば、そのような機器を EU 外から輸入して EU の市場に出す輸入業者は、概ね次のような対応が必要となりそうである:

- 輸入した機器にこの規則に適合していないバッテリーが搭載/同梱されている場合

バッテリーがこの規則に適合していない (バッテリーの製造業者もその機器の製造業者もこの規則でのバッテリーの製造業者の義務を果たしていない) ものであり、またその製造業者と協議して

^{†36} 分野によってはこの要求の義務化へのかなりの抵抗がありそうであるし、その製造業者はその製品がこの要求の対象から除外されることを望むかも知れない。だが、その議論はこの規則の採択に先立って既に行なわれた管で、今後そのようなものへの適用の除外が改めて検討されるかどうかは不明である。

この規則のもとでのバッテリーの製造業者としての義務を果たさせるなどの対応も行なえない場合、拡大プロデューサ責任 (§8.2) を含むその加盟国におけるプロデューサ (§8.1) としての義務を、そしておそらくはバッテリー・デュー・ディリジェンス・ポリシーに関する義務 (§7) を果たすことに加え、その輸入業者が自らバッテリーの製造業者 (§6.1) としての義務も果たすことも必要となりそうである。^{†37}

- 輸入した機器に EU 外で購入されたこの規則に適合したバッテリーが搭載/同梱されている場合

この場合、その機器の輸入業者がそのバッテリーを EU の市場に出すことになるので、その輸入業者は少なくともバッテリーの輸入業者 (§6.4) としての義務に加えて、拡大プロデューサ責任 (§8.2) を含むその加盟国におけるプロデューサ (§8.1) としての義務を、そしておそらくはバッテリー・デュー・ディリジェンス・ポリシーに関する義務 (§7) も果たすことが必要となりそうである。

- 輸入した機器に EU の市場で購入したこの規則に適合したバッテリーを搭載/同梱して他の加盟国で販売する場合

そのバッテリーは既に EU の市場に出されていたものであるが、その輸入業者がその加盟国の市場に出すことになるので、バッテリーに関しては流通業者 (§6.5) としての義務に加えて、拡大プロデューサ責任 (§8.2) を含むその加盟国におけるプロデューサ (§8.1) としての義務を果たすことが必要となりそうである。

- 輸入した機器に加盟国の市場で購入したこの規則に適合したバッテリーを搭載/同梱してその加盟国内で販売する場合

そのバッテリーは既にその加盟国の市場に出されていたものであるため、その輸入業者はバッテリーに関しては流通業者 (§6.5, §8.3.4) としての義務を果たせば済むだろう。

この場合もエンド・ユーザーから求められればバッテリーの流通業者として使用済みバッテリーを

引き取ることが必要となる (§8.3.4) だろうが、引き取ったバッテリーはプロデューサからの指示に応じてプロデューサかプロデューサ責任機関に、あるいは廃棄物管理事業者に引き渡せば済む筈である。

- 輸入した機器をバッテリーを搭載/同梱しないまままで販売し、エンド・ユーザーが別の事業者から購入したバッテリーを取り付ける場合

この場合はその事業者はバッテリーは供給していないので、バッテリーに関しては事業者としての義務の対象にはならない。

バッテリーが搭載/同梱された機器を EU 内の他の加盟国から輸入してその加盟国の市場に出す者はこの規則での輸入業者としての義務の対象とはならないであろうが、その場合も流通業者としての義務に加え、拡大プロデューサ責任を含むその加盟国におけるプロデューサとしての義務を果たすことは必要となりそうである。

4.2.2 バッテリーを搭載/同梱した機器を EU に輸出する、EU 外の機器製造業者

EU 外の機器製造業者も、バッテリー・パックがしばしばそうになっているようにバッテリーに自らの名前やブランドを表示する場合、自らがバッテリーの製造業者 (§6.1) としての義務を果たすことが、あるいは委任可能な事項については承認代理人 (§6.3) を任命してその遂行を委任することが必要となる。^{†38}

その他の場合も、EU に輸出する機器に搭載/同梱するバッテリーがこの規則に適合していない (バッテリーの製造業者がこの規則でのバッテリーの製造業者の義務を果たしていない) ものであり、またその製造業者と協議してこの規則のもとでのバッテリーの製造業者としての義務を果たさせるなどの対応も行なえない場合、EU 外の機器製造業者がバッテリーの製造業者 (§6.1) としての義務を果たすことが必要となりそうである。

また、この規則に適合しているバッテリーをそのまま機器に搭載/同梱する場合も、通信販売などによ

^{†37} これは簡単なことではなく、場合によっては機器の製造業者にバッテリーを搭載/同梱せずに出荷するように要求して EU 内で別途購入したバッテリーを搭載/同梱するような対応を含め、他の対応を考えた方が良いかも知れない。

^{†38} バッテリー・パックの設計や製造を外注する場合などは責任範囲やバッテリーへの表示などについて事前に明確に取り決めておくことが必要となりそうである。バッテリー・パックを自社で製造する場合も、特に EU 外でバッテリー・セルを供給する製造業者にはこの規則 (§6.2 を含む) に従う義務はないであろうため、事前の慎重な検討や明確な取り決めが必要となりそうである。

て直接 EU の市場に出す場合は自らがバッテリーを EU の市場に、また販売先の加盟国の市場に出す^{†39} ことになるので、拡大プロデューサ責任 (§8.2) を含む販売先のそれぞれの加盟国におけるプロデューサ (§8.1) としての義務を果たすことが必要となりそうである。

このような場合を除けば、EU 外の機器製造業者がこの規則でのバッテリーに関する事業者としての義務を負うことはなさそうである。だが、そのような製造業者も、少なくとも

- 機器に搭載/同梱されるバッテリーについて、この規則で輸入業者が確認することが求められている事項 (§6.4) を確認し、
- バッテリーが搭載/同梱されている旨とその詳細な情報を輸入業者に伝え、協力して適切に対応を行なう

ようにはした方が良いでしょう。

しかしながら、§4.2.1 で述べたように、そのような機器の EU 内の輸入業者などはバッテリーに関する事業者としての義務の対象にもなるであろうし、これはかなり煩雑なものとなるかも知れない。

この負担の軽減のため、機器にバッテリーを容易に取り付けることができ^{†40}、またそのバッテリーを EU の市場で容易に入手可能な場合、従来はバッテリーを組み込んで、あるいは同梱して出荷していたような機器であっても、バッテリーを付けずに輸出して輸入業者か流通業者に、あるいはエンド・ユーザーにその加盟国の市場で購入されたバッテリーを取り付けてもらうような対応も考えられるかも知れない。

この場合、そのバッテリーは既にその加盟国の市場に出されていたものであるので、§4.2.1 で述べたように、輸入業者や流通業者がバッテリーを購入して機器に取り付けて販売した場合であってもその輸入業者や流通業者はバッテリーに関しては流通業者 (§6.5) としての義務に従えば済みそうである。

^{†39} 実際に製品を加盟国に発送したかどうかに関わらず、その加盟国の潜在的な購入者に向けて販売のオファーを出した (例えばオンライン・ショップのカタログに掲載した) 時点でその加盟国の市場で入手可能とされたものとみなされる。従って、対象の加盟国を限定せずに EU 向けの販売をオファーした場合、実際に販売や出荷が行なわれたかどうかに関わらず、その時点で全ての加盟国の市場に出されたものとみなされるかも知れない。

^{†40} 多くの場合、バッテリーの交換性 (§4.1) の要求のため、バッテリーの取り付けは容易に行なえる筈である。

4.3 バッテリーが搭載されているかも知れないコンポーネントの例

外部からの電源の供給なしに動作させられる機器の多くは交換可能な、あるいは機器に組み込まれたバッテリーを利用しているが、そのようなものではバッテリーが使用されていることはわかりやすいであろう。だが、バッテリー電源で動作する機器以外にも組み込みの時計 (RTC) の駆動やメモリのバックアップ (設定の保持) などのために小さいバッテリーを内蔵していることも珍しくなく、この種の見落とされ勝ちかも知れない。

このような場合も、製造業者が設計/生産する (あるいは委託先に設計、及び/もしくは生産させる) 部分にバッテリーが含まれるのであれば、バッテリーが含まれていることは製造業者も把握しているであろうし、部品リストなどにもバッテリーが含まれるであろうから、それが見落とされる可能性は低いかも知れない。

だが、機器に組み込むための部品として第三者から購入したコンポーネントにバッテリーが搭載されている場合もあり、このようなものには特に注意が必要かも知れない。

例えば:

- シングル・ボード・コンピュータやマザーボードの類は、しばしば、組み込みの時計 (RTC) の駆動、また設定の保持のためのバッテリーを搭載している。



図 1: 基板上に搭載されたバッテリーの例

- プログラマブル・コントローラ (PLC) などのプログラマブルなデバイスは、EEPROM などを用いてバッテリーを不要としていることもある

が、揮発性メモリに記憶されたプログラムなどの保持のためのバッテリーを内蔵しているものも多い。

- 時計 (RTC) を含む全てのデバイス

電源が供給されていない時も計時される時計を含むものは、ほぼ確実に時計の駆動のためのバッテリーを搭載している。

このようなバッテリーは基板に直接はんだ付けされていることもあり、稀ではあるがバッテリーが基板に搭載された部品の中に埋め込まれていて外観からはバッテリーが搭載されていることに気がつきにくいこともある (図 1, 図 2) が、このようなものはバッテリーの取り外し性と交換性 (§4.1) の要求への適合の上で問題となることが予期されるので、設計の初期段階でそのようなものの有無を確認し、必要に応じて適切な対応を行なうことが必要となりそうである。

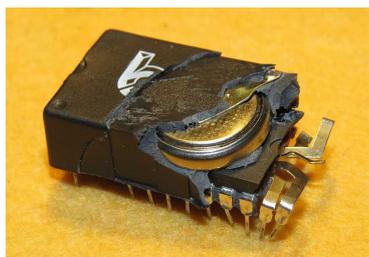


Photo: Sergei Frolov, Soviet Digital Electronics Museum, Licence: CC BY-SA 4.0

図 2: バッテリーが埋め込まれた電子部品の例

5 バッテリーに対する要求

5.1 要求事項

2024 年 2 月 18 以降、バッテリーに対しては以下の要求が順次導入され、それぞれについて規定された期日 (本稿では触れない) 以降はこれらの要求に適合しないバッテリーを EU の市場に出し、あるいは EU で使用に供することはできなくなる。^{†41}

これらの要求に適合したことは EU 適合宣言書 (§5.3) で示される。

^{†41} これは機器に搭載されたバッテリーにも適用され、搭載されているバッテリーがある期日以降に必須となる要求に適合しないものである場合、そのバッテリーがその期日以前に EU の市場に出されていたもの (EU 内の製造業者が EU 市場に出されたバッテリーを購入した場合のように) でない限り、そのバッテリーの製造日や入手日などとは無関係に、その期日以降にその機器を EU の市場に出す、あるいは EU で使用に供することはできなくなる。

これらの条項でカバーされない側面については、バッテリーは人の健康、また人、財産、あるいは環境の安全性へのリスクを生じてはならない。

5.1.1 第 6 条～第 10 条、及び第 12 条で定められたサステナビリティと安全性の要求

5.1.1.1 物質の制限 (第 6 条)

- バッテリーは、Regulation (EC) No 1907/2006 (REACH 規則)^{[4][9]}、及び指令 2000/53/EC (ELV 指令)^{[4][10]} で定められた制限に加えて、この規則の Annex I で規定された制限 (表 1) を超える水銀、カドミウム、鉛を含まないこと。

5.1.1.2 電気自動車用バッテリー、2 kWh を超える充電可能な産業用バッテリー、及び LMT バッテリーのカーボン・フットプリントの宣言 (第 7 条)

- 実施法令に従ってカーボン・フットプリントの宣言^{†42}を作成すること。

カーボン・フットプリントの宣言は少なくとも以下の情報を含む:

1. 製造業者に関する管理上の情報;
2. そのバッテリー・モデルに関する情報;
3. バッテリー製造プラントの場所に関する情報;
4. そのバッテリーが予期される耐用寿命にわたって供給する総エネルギー (kWh) 当りの二酸化炭素当量 (kg) として計算されたそのバッテリーのカーボン・フットプリント;
5. Annex II 第 4 項で示されたライフ・サイクル・ステージ毎に区分されたそのバッテリーのカーボン・フットプリント;
6. そのバッテリーの EU 適合宣言書の識別番号;
7. 上記のカーボン・フットプリントの値の裏付けとなる調査結果の公開版へのアクセスを与えるウェブ・リンク。

- 規定された QR コード (§5.1.2.1) を介してアクセス可能となるまではカーボン・フットプリントの宣言はバッテリーに添付すること。

^{†42} 「カーボン・フットプリント (carbon footprint)」は、気候変動の単一の影響カテゴリを用いた製品環境フットプリント調査に基づいた製品システムでの温室効果ガスのエミッションと温室効果ガスの吸収の総和を二酸化炭素当量として表現したものの。

物質	制限の条件
水銀	器具、軽量輸送手段、あるいはその他の車両等に組み込まれたかどうかに関わらず、バッテリーは 0.0005 重量% を超える水銀を含まないこと。
カドミウム	器具、軽量輸送手段、あるいはその他の車両等に組み込まれたかどうかに関わらず、ポータブル・バッテリーは 0.002 重量% を超えるカドミウムを含まないこと。
鉛	2024 年 8 月 18 日以降、器具、軽量輸送手段、あるいはその他の車両等に組み込まれたかどうかに関わらず、ポータブル・バッテリーは 0.01 重量% を超える鉛を含まないこと。 この制限は 2028 年 8 月 18 日まではポータブル亜鉛空気セルには適用しない。

表 1: 物質の制限 (Annex I)

- そのバッテリーが予期される耐用寿命にわたって供給する総エネルギー (kWh) 当りの二酸化炭素当量 (kg) として計算されたカーボン・フットプリントを示し、またカーボン・フットプリント性能クラスを宣言するラベルを付けること。
 - その技術文書は、宣言されたカーボン・フットプリントとそれに関連するカーボン・フットプリント性能クラスへの分類が欧州委員会が採択した委任法令で定められた方法に従って計算されたこと、また宣言されたライフ・サイクル・カーボン・フットプリントの値が委任法令で確立された最大閾値よりも低いことを立証すること。
- 5.1.1.3 外部ストレージのみを持つものを除く 2 kWh を超える産業用バッテリー、電気自動車用バッテリー、LMT バッテリー、及び SLI バッテリーのリサイクルされた成分 (第 8 条)**
- 活性材料にコバルト、鉛、リチウム、あるいはニッケルを含む場合、活性材料中のそれらの物質のうちのバッテリー生産時の廃棄物や使用後の廃棄物から回収されたものの割合 (バッテリーのモデル毎、年毎、かつ製造プラント毎の) の情報を含む文書を添付すること。
 - 2031 年 8 月 18 日以降、活性材料にコバルト、鉛、リチウム、あるいはニッケルを含む
 - 外部ストレージのみを持つものを除く 2 kWh を超える産業用バッテリー
 - 電気自動車用バッテリー
 - SLI バッテリー
- の技術文書はそれらのバッテリーが回収されたそれらの物質を少なくとも以下の割合含むことを立証すること:
- コバルト: 16 %;
 - 鉛: 85 %;
 - リチウム: 6 %;
 - ニッケル: 6 %。
- 2036 年 8 月 18 日以降、活性材料にコバルト、鉛、リチウム、あるいはニッケルを含む
 - 外部ストレージのみを持つものを除く 2 kWh を超える産業用バッテリー
 - 電気自動車用バッテリー
 - LMT バッテリー
 - SLI バッテリー
- の技術文書はそれらのバッテリーが回収されたそれらの物質を少なくとも以下の割合含むことを立証すること:
- コバルト: 26 %;
 - 鉛: 85 %;
 - リチウム: 12 %;
 - ニッケル: 15 %。
- そのバッテリーが以前に市場に出され、あるいは使用に供されていたものである場合、この要求はリユースの準備、用途変更の準備、用途変更、または再生産の対象となったバッテリーには適用しない。

5.1.1.4 汎用のポータブル・バッテリーの性能と耐久性の要求 (第 9 条)

- ボタン・セルを除く汎用のポータブル・バッテリーの電気化学的性能と耐久性のパラメータ (Annex III) は委任法令で定められた基準に適合すること。

5.1.1.5 充電可能な産業用バッテリー、LMT バッテリー、及び電気自動車用バッテリーの性能と耐久性の要求 (第 10 条)

- この規則で規定された電気化学的性能と耐久性のパラメータ (Annex IV Part A) を含む文書を添付すること。
- その技術文書は、少なくともこの規則で規定された要素 (Annex IV Part B) を含む、技術仕様、規格、また電気化学的性能と耐久性のパラメータの測定、計算、あるいは推定に用いられた条件を含むこと。
- 電気化学的性能と耐久性のパラメータは委任法令で定められた基準に適合すること。

5.1.1.6 据え置き型バッテリー・エネルギー蓄積システム (第 12 条)

- 通常の動作と使用のあいだ安全であること。
- その技術文書は、安全性を立証し、この規則で規定された安全パラメータに対して試験されて合格であったという証拠、その他の起こり得る安全上のハザードの評価、ハザードが適切に軽減されて試験されたという証拠を含むこと。
- 同定されたハザード、例えば発火や爆発が起こり得る場合は軽減のための指示を含めること。

5.1.2 Chapter III (第 13 条、第 14 条) で定められたラベリングと情報の要求

5.1.2.1 バッテリーのラベリングとマーキング (第 13 条)

- バッテリーには、下記のような、この規則の Annex VI の Part A で規定された一般的な情報を含むラベルを付けること：
 1. 製造業者を同定する情報;
 2. バッテリーのカテゴリとバッテリーを同定する情報;
 3. 製造場所;
 4. 製造日 (年、及び月);
 5. 質量;
 6. 容量;
 7. 化学的特性;
 8. そのバッテリー内に存在する、水銀、カドミウム、鉛以外の有害な物質;
 9. 使用可能な消火剤;
 10. そのバッテリーに 0.1 質量% を超えて含まれる重要な原材料。^{†43}
- 充電可能なポータブル・バッテリー、LMT バッテリー、及び SLI バッテリーにはその容量の情報を含むラベルを付けること。
- 充電できないポータブル・バッテリーには特定の用途で使用した時の最小平均持続時間の情報を含むラベル、及び “non-rechargeable” を示すラベルを付けること。
- 全てのバッテリーに分別回収シンボル (図 3) を付けること。



図 3: 分別回収シンボル (バッテリー規則 ^[1] Annex VI)

^{†43} 重要な原材料 (critical raw materials) については <https://single-market-economy.ec.europa.eu/sectors/raw-materials/areas-specific-interest/critical-raw-materials.en> も参照

分別回収シンボルは、バッテリーの最大の面の少なくとも 3 %、円筒形のセルの場合は表面積の少なくとも 1.5 % の面積を占めること。このシンボルは 5×5 cm よりも大きい必要はない。バッテリーの大きさが分別回収シンボルが 0.47×0.47 cm よりも小さくなるようなものである場合、そのバッテリーにはこのシンボルを付けなくても良いが、少なくとも 1×1 cm の分別回収シンボルをその包装に印刷すること。

- 0.002 % を超えるカドミウム、あるいは 0.004 % を超える鉛を含む全てのバッテリーには、その金属の化学記号 (Cd、あるいは Pb) を分別回収シンボルの真下に、またそのシンボルの大きさの少なくとも 1/4 の面積で表示すること。
- 全てのバッテリーにこの規則で規定された QR コードを付けること。

この QR コードは以下の情報へのアクセスを可能とする:

- LMT バッテリー、2 kWh よりも大きい産業用バッテリー、及び電気自動車用バッテリーの場合、この規則の Chapter IX で規定されたバッテリー・パスポート;
- その他のバッテリーの場合、ラベルへの表示が求められている情報、EU 適合宣言書 (§5.3)、デュー・ディリジェンス・ポリシー (§7) に関する報告書、使用済みバッテリーの削減と管理に関する情報;
- SLI バッテリーの場合、使用済みバッテリーから回収されて活性材料に含められたコバルト、鉛、リチウムの割合。

- リユースの準備、用途変更の準備、用途変更、または再生産の対象となったバッテリーには新しいラベルを付けるか、あるいはその変更に関する情報を QR コードを介してアクセスできるようにする
- ラベルや QR コードはバッテリーに明瞭に、消えないように印刷するか刻印すること。

バッテリーの性質や大きさのためにそれが困難な場合、ラベルや QR コードはバッテリーの包装と添付文書に記載すること。

5.1.2.2 バッテリーの健全性と予期される寿命に関する情報 (第 14 条)

- 据え置き型バッテリー・エネルギー蓄積システム、LMT バッテリー、及び電気自動車用バッテリーのバッテリー管理システムはバッテリーの健全性と予期される寿命に関する情報の同定のための最新のパラメータを含むこと。
- それらのパラメータの読み出しはバッテリーを購入した者やその代理に非差別的に提供すること。
- バッテリー管理システムは、リユースの準備、用途変更の準備、用途変更、または再生産を行なう事業者が別のバッテリー管理システム・ソフトウェアをアップロードできるように、ソフトウェア・リセット機能を含むこと。

5.2 バッテリーの適合性

5.2.1 整合規格や共通仕様の適用 (第 15 条, 第 16 条)

1. 測定や計算は、その目的で Official Journal で公表されたものを含む、一般に受け入れられた最高水準の手法を考慮して行なう。
2. 欧州委員会は整合規格の参照を Official Journal で公表する。
3. 必要な場合、欧州委員会は共通仕様 (common specification) を定める実施規則を採択できる。
4. 整合規格か共通仕様に適合するバッテリーは、この規則で下限が定められている場合はそれらの要求を満たす限り、この規則の該当する要求に適合するものとみなす。

5.2.2 適合性評価手続き (第 17 条)

適合性評価は以下の適合性評価手続きを用いて行なう。

1. この規則の要求事項のうち、
 - 物質の制限 (第 6 条; §5.1.1.1)
 - 汎用のポータブル・バッテリーの性能と耐久性の要求 (第 9 条; §5.1.1.4)

- 充電可能な産業用バッテリー、LMT バッテリー、及び電気自動車用バッテリーの性能と耐久性の要求 (第 10 条; §5.1.1.5)
- 据え置き型バッテリー・エネルギー蓄積システム (第 12 条; §5.1.1.6)
- バッテリーのラベリングとマーキング (第 13 条; §5.1.2.1)
- バッテリーの健全性と予期される寿命に関する情報 (第 14 条; §5.1.2.2)

への適合性の確認は、

- (a) 連続生産されるバッテリーの場合:
 - i. モジュール A — 内部生産管理
 - ii. モジュール D1 — 生産プロセスの品質保証
- (b) 連続生産されないバッテリーの場合:
 - i. モジュール A — 内部生産管理
 - ii. モジュール G — 単品検証に基づく適合

のいずれか該当する手続きを適用する。

2. この規則の要求事項のうち、

- 電気自動車用バッテリー、2 kWh を超える充電可能な産業用バッテリー、及び LMT バッテリーのカーボン・フットプリントの宣言 (第 7 条; §5.1.1.2)
- 外部ストレージのみを持つものを除く 2 kWh を超える産業用バッテリー、電気自動車用バッテリー、LMT バッテリー、及び SLI バッテリーのリサイクルされた成分 (第 8 条; §5.1.1.3)

への適合性の確認は、

- (a) モジュール D1 — 生産プロセスの品質保証
- (b) モジュール G — 単品検証に基づく適合

のいずれか該当する手続きを適用する。

3. リユースの準備、用途変更の準備、用途変更、または再生産の対象となったバッテリーの追加の適合性評価には、

- (a) モジュール A — 内部生産管理

の手続きを適用する。

本稿ではそれぞれの手続きの具体的な内容には触れない。

5.3 EU 適合宣言書 (第 18 条)

EU 適合宣言書はこの規則の所定の要求 (§5.1) への適合性が立証されたこと、またバッテリーのこの規則の要求事項への適合の責任を引き受けることを製造業者が宣言するもので、以下の情報を含め、この規則の Annex VIII で定められた雛形に沿って作成し、また継続的に更新する:

1. 「EU declaration of conformity No. …」の表題と宣言書の識別番号;^{†44}
2. モジュール A (内部生産管理) や D1 (生産プロセスの品質保証) の場合はバッテリーのモデル、モジュール G (単品検証に基づく適合) の場合はその特定のバッテリーの識別 (モデル、カテゴリ、バッチ番号か製造番号);
3. 製造業者の名前と住所、また該当する場合は承認代理人の名前と住所;
4. 「この EU 適合宣言書は製造業者のみの責任のもとで発行される」旨;
5. 宣言の対象の記載 (追跡を可能とするようなバッテリーの説明と識別、また適切な場合はそのイメージ);
6. 適合を宣言する規則やその他の EU 法のリスト;
7. 適合の宣言に関係する、適用された整合規格や共通仕様 (§5.2.1)、あるいはその他の技術仕様への参照 (Official Journal での整合規格の参照や共通仕様の発行の日付、あるいは他の技術仕様の日付を含む);
8. 該当する場合、適合性評価に関与した通知機関の名前と番号、及び証明書への参照;
9. 宣言書を発行した場所と日付、及び宣言を行なう個人の名前、肩書、署名。^{†45}

^{†44} 他の指令や規則では EU 適合宣言書に識別番号を付けるかどうかは任意となっていることが多いが、この規則ではこれが必須となっている。この識別番号は、例えばカーボン・フットプリントの宣言 (§5.1.1.2) からの参照にも用いられる。

^{†45} 誰が宣言書への署名の権限を持つかは製造業者の判断による。また、この個人は EU 内に居住している必要はない。

バッテリーが EU 適合宣言書の発行を伴う複数の EU 法の対象となる場合、原則として、EU 適合宣言書は 1 つにまとめる。

EU 適合宣言書は、そのバッテリーが市場に出され、あるいは使用に供される加盟国の当局が要求する言語に翻訳することも必要となる。オリジナルの EU 適合宣言書をどの言語で書くかの規定はないが、英語^{†46}で書かれることが多いだろう。

EU 適合宣言書は電子的な手段で作成し、要求があれば紙で提出する。

5.4 CE マーキング (第 19 条, 第 20 条)

バッテリーを市場に出し、あるいは使用に供する前に、CE マーキング (図 4) をバッテリーに、あるいはそれが不可能な場合はその包装と添付文書に、明瞭に、消えないように表示する。

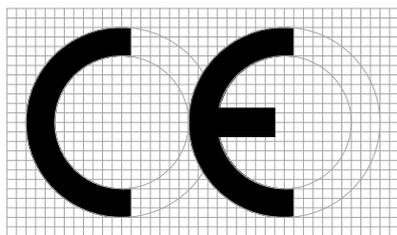


図 4: CE マーキング
(灰色の線は補助線であり、マークの一部ではない)

CE マーキングは、高さが 5 mm 以上であり、かつその形状の比率が保たれている限りは、任意に拡大/縮小することができる。

これに加えて、

- 適合性評価手続きでそれが必要となる場合、通知機関自身が、あるいはその指示に従って製造業者か承認代理人が通知機関の識別番号を表示する。
- 該当する場合、その使用、保管、取り扱い、あるいは輸送に関する特別なリスク、使用、あるいは危険を示す任意のピクトグラムを付けても良い。

^{†46} UK は 2020 年に EU から離脱したが、アイルランドとマルタが公用語の 1 つとして英語を用いており、英語は EU の公用語の 1 つのままとなっている。

6 事業者の義務 (Chapter VI)

6.1 製造業者の義務 (第 38 条)

1. バッテリーを市場に出し、あるいは製造業者自身の目的のための場合を含めて使用に供する時、製造業者はバッテリーが以下の条件を満たすことを確かとする:

(a) この規則の要求 (§5.1) に従って設計され生産されており、理解可能かつ読むことができる使用指示と安全情報がエンド・ユーザーが容易に理解できる言語^{†47}で添付されていること、かつ

(b) 所定のマーキングとラベリング (§5.1.2.1) が行なわれていること。

2. バッテリーを市場に出し、あるいは使用に供する前に技術文書を作成し、また適合性評価手続き (§5.2.2) を実施し、あるいは実施させる。
3. 該当する適合性評価手続きによってバッテリーの適合性が立証されたならば、EU 適合宣言書 (§5.3) を作成し、バッテリーに CE マーキング (§5.4) を表示する。

4. 技術文書と EU 適合宣言書をバッテリーが市場に出され、あるいは使用に供されてから 10 年間保管し、国家当局からの供給があれば提出する。

5. 連続生産の場合、バッテリーの適合性を維持するための手順があることを確かとする。

生産工程やバッテリーの設計や特性の変更、またバッテリーの適合が宣言されている、あるいはその適用によって適合性が検証された整合規格、共通仕様、その他の技術仕様の変更は適切に考慮する。

6. 自らが市場に出したバッテリーにモデルの識別とバッチ番号か製造番号、あるいはその同定を可能とする製品番号かその他の要素が付けられていることを確かとする。

バッテリーの大きさや性質からそれが不可能な場合、必要な情報はバッテリーの包装か添付文書に記載する。

^{†47} 使用可能な言語は各加盟国が規定するが、少なくともエンド・ユーザーに示される情報については各加盟国の公用語の使用が求められるかも知れない。

7. バッテリーに、あるいはそれが不可能な場合は梱包か添付文書に、製造業者の名前、登録商号か登録商標、単一の連絡先を示す住所、及び利用可能な場合はウェブかメールのアドレスを示す。連絡先の詳細はエンド・ユーザーと市場監視機関が容易に理解できる言語⁴⁷で示され、また明瞭で、理解可能で、また読みやすいこと。
8. 第 14 条 (1) で示されたバッテリー・マネジメント・システム内の Annex VII で規定されたパラメータのデータへのアクセスをその条項に従って提供する。
9. 市場に出した、あるいは使用に供したバッテリーがこの規則のいずれかの要求 (§5.1) に適合しないと判断した、あるいはそのように信じる理由がある場合、バッテリーを適合させるために必要な是正処置、回収、あるいはリコールをすぐに実施する。
バッテリーがリスクを与える場合、直ちにその国の市場監視機関に連絡し、特にその不適合と講じられた全ての是正処置の詳細を伝える。
10. 当局からの合理的な要求に応じてバッテリーの適合性の立証のために必要な情報と文書を当局が容易に理解できる言語⁴⁷で提出する。
この情報と文書は電子的な手段で、また要求があれば紙で提出する。
自らが市場に出し、あるいは使用に供したバッテリーがもたらすリスクの除去のための任意の活動でその要求に応じて当局に協力する。
11. リユースの準備、用途変更の準備、用途変更、または再生産を行ない、それらのいずれかが行なわれたバッテリーを市場に出し、あるいは使用に供する事業者は、この規則に関しては製造業者とみなす。

6.2 バッテリー・セルとバッテリー・モジュールの製造業者の義務 (第 39 条)

製造業者にバッテリー・モジュールやバッテリー・セルを供給する際、この規則の要求に適合させるために必要な情報と文書を無償で提供すること。

6.3 承認代理人の義務 (第 40 条)

1. 製造業者が書面で委任を出し、承認代理人が書面で受諾を示すことで、承認代理人を指名できる。
2. 製造業者の義務のうち、バッテリーが要求に適合するように設計され生産され、また所定の指示と安全情報が添付されていることを確かとすること (§6.1)、デュー・ディリジェンス・ポリシーに関する義務 (§7)、及び技術文書の作成は委任できない。
3. 承認代理人は製造業者からの委任状で規定された任務を遂行する。
承認代理人はその任務の遂行のための適切な手段を持たなければならない。
承認代理人は要求があれば市場監視機関に委任状のコピーをその機関が指定した言語で提出する。
委任は少なくとも次の任務を含まなければならない:
 - (a) バッテリーが市場に出され、あるいは使用に供されてから 10 年間、EU 適合宣言書、技術文書、バッテリー・デュー・ディリジェンス・ポリシーに関する検証報告書、承認証、監査報告書を保管する。
 - (b) 当局からの要求に応じて、バッテリーの適合性の立証のために必要な全ての情報と文書を提出する。
この情報と文書は電子的な手段で、また要求があれば紙で提出する。
 - (c) 承認代理人の委任でカバーされるバッテリーがもたらすリスクの除去のための任意の活動でその要求に応じて国家当局に協力する。

4. バッテリーがリスクを与える場合、直ちに市場監視機関に連絡する。

6.4 輸入業者の義務 (第 41 条)

1. この規則の要求 (§5.1) に適合したバッテリーのみを市場に出す。

2. バッテリーを市場に出す前に以下の事項を確認する:

- (a) 製造業者が EU 適合宣言書と技術文書を作成しており、また該当する適合性評価手続きを実施していること。
- (b) バッテリーに CE マーキング (§5.4) やその他の表示 (§5.1.2.1) が付けられていること。
- (c) バッテリーに所定の文書 (§5.1, §5.1.2.2)、また指示と安全情報がエンド・ユーザーが容易に理解できる言語^{†47}で添付されていること。
- (d) 製造業者がバッテリーの識別と製造業者の情報の表示の義務 (§6.1) に従ったこと。

バッテリーが要求に適合しないと判断した、あるいはそのように信じる理由がある場合、適合させられるまで市場に出さない。

バッテリーがリスクを与える場合、製造業者と市場監視機関に通知する。

3. バッテリーに、あるいはそれが不可能な場合は梱包か添付文書に、輸入業者の名前、登録商号か登録商標、単一の連絡先を示す住所、及び利用可能な場合はウェブかメールのアドレスを示す。連絡先の詳細はエンド・ユーザーが容易に理解できる言語^{†47}で示され、また明瞭で、理解可能で、また読みやすいこと。
4. バッテリーが自らの管理下にあるあいだの保管や輸送の条件が要求事項への適合性を損なわないことを確かとする。
5. バッテリーが与えるリスクに対して適切と考えられる場合、市場に出されたバッテリーの抜き取り試験、バッテリーの不適合や調査や苦情の記録などを行ない、またそのような監視のことを流通業者に知らせる。
6. 市場に出したバッテリーが適合していないと判断した場合、そのバッテリーを適合させるために必要な処置、回収、あるいはリコールをすぐに実施する。

バッテリーがリスクを与える場合、そのバッテリーが流通させられた国の当局に連絡する。

7. 適合宣言書のコピーを 10 年間保管する。また、要求された時に技術文書を提出できることを確かとする。

8. 当局からの要求があったならば、適合を示す全ての情報を、当局が容易に理解できる言語^{†47}で提出する。

当局から要請があった場合、出荷されたバッテリーがもたらすリスクの除去のための全ての活動に協力する。

6.5 流通業者の義務 (第 42 条)

1. バッテリーを流通させる際、この規則の要求に関連して十分な注意を払って行動する。

2. バッテリーを流通させる前に以下のことを確認する:

- プロデューサが登録されていること;
- バッテリーに CE マーキングやその他の所定のマークやラベルが付いていること;
- 必要な文書、取扱説明、安全情報が、消費者やその他のエンド・ユーザーが容易に理解できる言語^{†47}で付けられていること;
- バッテリーを識別する情報が表示されていること;
- 製造業者と輸入業者の名前、登録商号か登録商標、住所、及び利用可能な場合はウェブかメールのアドレスが表示されていること。

3. バッテリーが要求に適合していないと考える場合、適合するまで流通させない。

バッテリーがリスクを与える場合、製造業者か輸入業者、及び市場監視機関に連絡する。

4. バッテリーが自らの管理下にあるあいだの保管や輸送の条件が要求事項への適合性を損なわないことを確かとする。

5. 流通させたバッテリーが適合していないと判断した場合、そのバッテリーを適合させるために必要な処置、回収、あるいはリコールがすぐに行なわれることを確かとする。

バッテリーがリスクを与える場合、そのバッテリーが流通させられた国の当局に連絡する。

6. 当局からの要求があったならば、適合を示す全ての情報を提出する。

当局から要請があった場合、出荷されたバッテリーがもたらすリスクの除去のための全ての活動に協力する。

6.6 フルフィルメント・サービス・プロバイダの義務 (第 43 条)

フルフィルメント・サービス・プロバイダは、取り扱うバッテリーの保管中の条件、梱包、発送、あるいは配送がバッテリーの適合性を損なわないことを確かとすること。

当局から要請があった場合、出荷されたバッテリーがもたらすリスクの除去のための全ての活動に協力すること。また、バッテリーがリスクを与える場合、直ちに市場監視機関に連絡すること。

6.7 輸入業者や流通業者が製造業者の義務の対象となる場合 (第 44 条)

以下の場合、輸入業者や流通業者はこの規則に関して製造業者とみなされる:

1. バッテリーが輸入業者や流通業者の名前や商標で市場に出され、あるいは使用に供される;
2. 既に市場に出された、あるいは使用に供されたバッテリーがこの規則の要求への適合性が影響されるような形で輸入業者や流通業者によって改造された; または
3. 既に市場に出された、あるいは使用に供されたバッテリーの用途が輸入業者や流通業者によって変更された。

6.8 リユースの準備、用途変更の準備、用途変更、または再生産の対象となったバッテリーを市場に出し、あるいは使用に供する事業者の義務 (第 45 条)

1. それらのバッテリーやコンポーネントの検査、性能試験、梱包、及び出荷が適切な品質管理と安全指示に従って実施されることを確かとすること。

2. その作業の結果としてバッテリーが異なるカテゴリに入るかも知れないことを考慮して、バッテリーがこの規則、また任意の製品、環境、人の健康の保護、そして輸送安全の要求に適合することを確かとする。

再生産の作業については、要求に応じて市場監視機関にそのバッテリーがこの規則に従って再生産の対象となったことを立証する文書を提出する。

6.9 取引先の情報の提供 (第 46 条)

サプライ・チェーン内の各事業者は、バッテリーを供給され、あるいは供給してから 10 年までのあいだ、市場監視機関から要求された場合、バッテリーをどの事業者から供給されたか、及び/もしくはどの事業者に供給したかを示さなければならない。

7 バッテリー・デュー・ディリジェンス・ポリシーに関する事業者の義務 (Chapter VII)

2025 年 8 月 18 日以降、バッテリーを EU の市場に出す、あるいは使用に供する事業者は、この規則で定められたデュー・ディリジェンス^{†48}の義務に従わなければならない。

その目的のため、この規則の Annex X でリストされている、原材料に、また関連する社会的/環境的リスク (§7.1) に関して、以下の事項を含む一連の要求に従うことが必要となる:^{†49}

^{†48} デュー・ディリジェンス (due diligence) は一般には「当然為すべき注意」のような意味合いであるが、ISO 26000 (JIS Z 26000) では「あるプロジェクト又は組織の活動のライフサイクル全体において、組織の決定及び活動によって社会面、環境面及び経済面に引き起こされる現実の及び潜在的なマイナスの影響を回避し軽減する目的で、マイナスの影響を特定する包括的で先行的かつ積極的なプロセス」と定義されている。

^{†49} その企業自身の活動に直接関係するもののみでなく、資源枯渇、気候変動、環境汚染、児童労働や強制労働を含む人権問題、国家紛争などに関わるリスクと悪影響を、バッテリーのライフ・サイクル (原材料から使用済みバッテリーの処理まで) 全体、またサプライ・チェーン全体を通じて評価し、適切に対応することが必要となる。例えば機器に搭載されたバッテリーの製造に使用された原材料の採掘や精錬における児童労働や環境汚染のような問題もここで考慮すべき事項となる。非常に広い範囲の事項がここでの考慮の対象となるが、実際には、具体的な要求が定められていない事項が中心となるかも知れない。

- その企業のバッテリー・デュー・ディリジェンス・ポリシーを定め、サプライヤや公衆に明確に伝える;
- マネジメント・システムをバッテリー・デュー・ディリジェンス・ポリシーをサポートするように構成する;
- トレーサビリティ・システムを含む、サプライチェーン内の上流の関係者を同定するサプライチェーンの管理と透明化のシステムを確立し運用する;
- リスク・マネジメント方策を含むバッテリー・デュー・ディリジェンス・ポリシーをサプライヤとの契約や協定に含める;
- そのバッテリー・デュー・ディリジェンス・ポリシーを参照し、マネジメント・プランの一部として、
 1. サプライチェーンにおけるリスクと悪影響を同定して評価し、
 2. 悪影響を防止、軽減、さもばくば対処するため、同定されたリスクに応じたストラテジを設計し実現し、
 3. 必要であればそのリスクの予防や軽減を最も効果的に行なえるサプライヤへのプレッシャをかけるためのステップを講じ、
 4. また必要であれば該当する契約や協定に基づいてサプライヤやその子会社や下請け会社との契約の凍結や破棄を考慮する;
- この体制に関して通知機関による検証と定期監査を受ける;
- その義務を果たしていることを示す文書を保管する。

この要求は親会社や子会社を含むグループ全体での前会計年度中の純売上高 (net turnover) が 4 千万ユーロ未満の事業者には適用されない。

7.1 バッテリー・デュー・ディリジェンスに関係する原材料とリスク・カテゴリ (Annex X)

1. 原材料:
 - (a) コバルト
 - (b) 天然黒鉛
 - (c) リチウム
 - (d) ニッケル
 - (e) バッテリーの活性材料の製造に必要な上記の原材料に基づく化合物
2. 社会的、また環境的リスク:
 - (a) 以下のものを含む、直接的、間接的、また累積的な影響を考慮した、環境、気候、健康:
 - i. 温室効果ガスの放出のような大気汚染を含む、大気
 - ii. 沿岸や海洋の環境を含む、また水質汚染、水の使用、水の量 (水害や濁水)、水へのアクセスを含む、水
 - iii. 土壌汚染、土壌の侵食、土地の使用、土地の劣化を含む、大地
 - iv. 居住、野生生物、植物相を含み、生態系サービスを含む、種の多様性
 - v. 有害な物質
 - vi. 騒音と振動
 - vii. 工場の安全性
 - viii. エネルギーの使用
 - ix. 廃棄物と残渣
 - (b) 以下のものを含む、人権、労働権、産業関係:
 - i. 労働安全衛生
 - ii. 児童労働
 - iii. 強制労働
 - iv. 人種差別
 - v. 労働組合の自由
 - (c) 先住民のものを含む、社会生活
3. 以下のものを含む、第2項のリスクをカバーする国際的な文書:
 - (a) [国連グローバル・コンパクトの10原則](#)
 - (b) [製品のソーシャル・ライフサイクル・アセスメントに関する UNEP ガイドライン](#)

- (c) 生物の多様性に関する条約、特に [Decision COP VIII/28 – 生物多様性を含めた影響評価の自主的なガイドライン](#)
 - (d) [国連パリ協定](#)
 - (e) [労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言のもとで規定された 8 つの基本 ILO 条約](#)
 - (f) [欧州共同体や加盟国を束縛するその他の任意の国際環境条約](#)
 - (g) [労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言](#)
 - (h) [市民的及び政治的権利に関する国際規約、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約を含む、国際人権規約](#)
4. この規則のデュー・ディリジェンス要求に適用可能な国際的に受け入れられたデュー・ディリジェンス文書:
- (a) [市民的及び政治的権利に関する国際規約、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約を含む、国際人権規約](#)
 - (b) [国連ビジネスと人権に関する指導原則](#)
 - (c) [OECD 多国籍企業行動指針](#)
 - (d) [ILO の多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言](#)
 - (e) [OECE の責任ある企業行動のためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス](#)
 - (f) [OECD の紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライ・チェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス](#)

8 使用済みバッテリーの管理

8.1 プロデューサの登録 (第 55 条)

1. プロデューサ (§3.2.7) はバッテリーを市場に出すそれぞれの加盟国に登録申請を出して登録を行なう。

プロデューサは、機器、軽量輸送手段、あるいはその他の車両に組み込まれているものを含めて、自らが、あるいはそれを任命している場

合は拡大プロデューサ責任のための承認代理人 (§3.2.8) がその加盟国に登録されている場合に限ってバッテリーを市場に出すことができる。

2. 登録の申請は以下の情報を含む:

- (a) 名前、もしあればプロデューサがその加盟国で用いるブランド名、単一の連絡先を示すプロデューサの郵便番号と国を含む完全な住所、電話番号、もしあればウェブとメールのアドレス;
- (b) 商業登記番号か同等の公式な登録番号を含む、プロデューサの国内識別コード、また欧州/国家納税者識別番号;

- (c) プロデューサが加盟国の領域内で最初に市場で入手可能とすることを意図したバッテリーのカテゴリ、特にポータブル・バッテリー、産業用バッテリー、LMT バッテリー、電気自動車用バッテリー、あるいは SLI バッテリーの区分、またその化学的性質;

- (d) プロデューサが拡大プロデューサ責任 (§8.2)、また使用済みバッテリーの回収 (§8.3) の要求をどのようにして満たすかの情報、例えば:

- プロデューサが拡大プロデューサ責任を果たすために設けた手段、分別回収の義務を果たすために設けた手段、また当局に報告されるデータが信頼できるものであることを確かとするためのシステムに関する情報;
- 該当する場合、拡大プロデューサ責任を果たすためにプロデューサが任命したプロデューサ責任機関 (§3.2.9, §8.2.2) の完全な住所、電話番号、ウェブとメールのアドレス、国内識別コード、商業登記番号か同等の公式な登録番号と欧州/国家納税者識別番号、またプロデューサの委任状;

- (e) プロデューサ、もしくは拡大プロデューサ責任のための承認代理人かプロデューサ責任機関による、提出された情報が真正なものである旨の宣言。

3. プロデューサが拡大プロデューサ責任、また使用済みバッテリーの回収の要求をどのようにして

満たすかの情報は、前項で述べた登録ではなく、拡大プロデューサ責任の遂行に関する認可 (§8.2.3) の申請で提出することとなるかも知れない。

4. 加盟国はプロデューサの登録を効率的に行なうために必要に応じて追加の情報や文書を要求することができる。
5. プロデューサがプロデューサ責任機関を任命した場合、加盟国が別の規定を設けない限り、この条項の要求はその機関が果たす。
6. この条項の義務はプロデューサに代わって拡大プロデューサ責任のための承認代理人が果たしても良い。
複数のプロデューサを代理する拡大プロデューサ責任のための承認代理人がプロデューサに代わってこの条項の義務を果たす場合、その承認代理人は代理するそれぞれのプロデューサの名前や連絡先の詳細を別々に示す。
7. 加盟国はこの条項に基づく登録手続きと拡大プロデューサ責任の遂行に関する認可 (§8.2.3) を単一の手続きとして行なうようにしても良い。
8. 当局は、文書化された証拠が提出されていないか不十分な場合、あるいはプロデューサが所定の要求を満たさない場合は登録の申請を却下し、あるいは抹消できる。
9. プロデューサ、もしくは拡大プロデューサ責任のための承認代理人かプロデューサ責任機関は、登録に含まれている情報の全ての変更、認可の条件に関係する全ての変更、あるいは業務の恒久的な中止に関して、遅滞なく当局に通知しなければならない。
10. 登録された情報が公開されない場合、加盟国は消費者がプロバイダとの遠隔契約を結べるようにするオンライン・プラットフォームのプロバイダが登録された情報へのアクセスを無償で提供することを確かとしなければならない。

8.2 拡大プロデューサ責任

8.2.1 拡大プロデューサ責任 (第 56 条)

1. プロデューサは加盟国の市場に出すバッテリーに対する拡大プロデューサ責任 (extended pro-

ducer responsibility) を持つ。

そのようなプロデューサは指令 2008/98/EC^{†50} の拡大プロデューサ責任に関する要求 (第 8 条、第 8a 条)、またこの規則の該当する要求に適合しなければならない。

2. リユースの準備、用途変更の準備、用途変更、または再生産の作業から生じたバッテリーを加盟国の市場に出す者はそのバッテリーのプロデューサとみなされる。
3. プロデューサはバッテリーを販売するそれぞれの加盟国で拡大プロデューサ責任のための承認代理人を任命する。
4. プロデューサが支出すべき分担金はプロデューサが市場に出した後の以下のコストをカバーする:
 - (a) リユースの準備、用途変更の準備、あるいはリサイクルされた使用済みバッテリーから回収された二次原材料の価値からの収入を考慮した、使用済みバッテリーの分別回収、またそれに引き続く輸送と処理のコスト;
 - (b) 収集された未分別の一般廃棄物の構成の調査の実施のコスト;
 - (c) 使用済みバッテリーの削減と管理のための情報の提供のコスト;
 - (d) データの収集と国家当局への報告のコスト。
5. リユースの準備、用途変更の準備、用途変更、または再生産の対象となったバッテリーを入手可能とする場合、元のバッテリーのプロデューサとそれらの作業の結果として市場に出されるバッテリーのプロデューサの双方がコスト分担のメカニズムを構築し調整することができる。

このような場合、コスト分担の結果として前者のプロバイダが追加のコストを負担することはない。

欧州委員会はそのようなコスト分担メカニズムに関する加盟国間での情報の交換と供給を促進する。

^{†50} *Directive 2008/98/EC of the European Parliament and of the Council of 19 November 2008 on waste and re-pealing certain Directives*

8.2.2 プロデューサ責任機関 (第 57 条)

1. プロデューサはその代理として拡大プロデューサ責任の義務を果たすプロデューサ責任機関を任命できる。

加盟国はプロデューサ責任機関の任命を必須とする措置を採択できる。

そのような措置は市場に出されるそのカテゴリのバッテリーの特定の特徴と関連する廃棄物管理上の特徴に基づいて正当化されなければならない。

2. 拡大プロデューサ責任を合同で遂行する場合、プロデューサ責任機関は、中小企業を含む少量のバッテリーのプロデューサに不釣り合いな負担を強いることなく、その出自や規模に関わらずプロデューサの平等な扱いを確かとしなければならない。

プロデューサ責任機関へはプロデューサが資金拠出を行なう:

- (a) 指令 2008/98/EC^{†50} の関連する規定、また少なくともバッテリーのカテゴリと化学的性質に応じて、再充電が可能かどうか、バッテリーの製造におけるリサイクルされた成分の割合、そのバッテリーがリユースの準備、用途変更の準備、用途変更、または再生産の対象となったものかどうか、そしてそれらのカーボン・フットプリントを考慮して調節され、

- (b) そのプロデューサ責任機関がリユースの準備、用途変更の準備、用途変更、または再生産から、あるいはリサイクルされた廃棄物から回収された二次原材料から得る全ての利益を考慮して調整される。

3. ある加盟国内で拡大プロデューサ責任を果たすために複数のプロデューサ責任機関が承認される場合、それらがその加盟国の全範囲をカバーすることを確かとしなければならない。
4. プロデューサ責任機関は独占的な情報や個々のプロデューサやその拡大プロデューサ責任のための承認代理人に直接寄与する情報に関する秘密保持を確かとしなければならない。
5. プロデューサ責任機関は、指令 2008/98/EC^{†50} で要求された情報に加えて、そのプロデューサ

責任機関を任命したプロデューサが達成した使用済みバッテリーの分別回収の割合、リサイクルの効率、また材料のリカバリのレベルをそのウェブ・サイトで少なくとも毎年公表する。

6. プロデューサ責任機関は、前項の情報に加えて、廃棄物管理事業者の選定手続きに関する情報を公開する。
7. 廃棄物管理事業者は、プロデューサかプロデューサ責任機関が実施する透明な判断基準に基づく、また中小企業に過度の負担を強いしない、非差別的な選定手続きの対象となる。

8.2.3 拡大プロデューサ責任の遂行の委任 (第 58 条)

1. 拡大プロデューサ責任を個別で遂行する場合はプロデューサ、また拡大プロデューサ責任を合同で遂行する場合は任命されたプロデューサ責任機関は、当局から拡大プロデューサ責任の遂行に関する認可を得なければならない。

2. 認可は以下の場合に与えられる:

- (a) 指令 2008/98/EC^{†50} の要求 (回収対象が明確に規定されており、最も利益となる範囲に限定されていないこと、適切な廃棄物回収システムが提供されること、責任を果たすために必要な財務的、あるいは財務的及び運用的な手段を持つこと、該当する場合は定期的な第三者監査に裏付けされた、適切な自己管理のメカニズムを持つこと) に従っており、そのプロデューサやプロデューサ責任機関が用いる手段が市場に出されるバッテリーの量に対して適切である;

- (b) バッテリーの回収と処理に関する所定の要求 (§8.3) を満足する旨の文書化された証拠が提出される。

3. 加盟国は、管理上/手続き上の規則を定める措置に、プロデューサやプロデューサ責任機関が提出すべき情報を含めて、個別か合同かによって異なるかも知れない認可手続きの詳細、またプロデューサやプロデューサ責任機関の適格性の確認の形態を含める。

4. プロデューサやプロデューサ責任機関は、認可に含まれている情報の全ての変更、認可の条件に関係する全ての変更、あるいは業務の恒久的な中止に関して、遅滞なく当局に通知しなければならない。

5. 要求に適合しており、また認可の条件が満たされていることを検証するため、指令 2008/98/EC^{†50} で示された自己管理のメカニズムを定期的、少なくとも3年毎に、また当局からの要求に応じて実施しなければならない。

プロデューサやプロデューサ責任機関は自己管理報告書を、また必要な場合は是正処置計画のドラフトを要求に応じて当局に提出する。

当局は自己管理報告書や是正処置計画のドラフトに対する所見をプロデューサやプロデューサ責任機関に伝えることができ、プロデューサやプロデューサ責任機関はその所見に基づいて是正処置の計画を作成して実施しなければならない。

6. 当局は、回収目標が達成されていない、あるいはプロデューサやプロデューサ責任機関がもはや使用済みバッテリーの回収と処理の機関として適合しない、当局への報告に問題がある、認可の条件に関する変更の通知を行わない、もしくは事業を中止した時は認可の撤回を決定できる。

7. 拡大プロデューサ責任を個別で遂行する場合はプロデューサ、また拡大プロデューサ責任を合同で遂行する場合は任命されたプロデューサ責任機関は、業務の恒久的な中止や破産を含め、プロデューサかプロデューサ責任機関が拡大プロデューサ責任を果たせなくなった時の廃棄物管理業務に関係するコストをカバーする保証を提供しなければならない。

加盟国はこのような保証に関して追加の要求を規定できる。

国営のプロデューサ責任機関の場合、そのような保証はその組織以外によって提供されるかも知れず、プロデューサの支払いによって出資されてその組織を運用する加盟国が共同でいくらかの責任を持つ公的基金の形を取るかも知れない。

8.3 使用済みバッテリーの回収と処理

8.3.1 使用済みポータブル・バッテリーの回収 (第59条)

1. ポータブル・バッテリーのプロデューサやプロデューサ責任機関は、その性質、組成、状態、ブランドや出自に関わらず、全ての使用済みポータブル・バッテリーが自らがポータブル・バッテリーを市場に出した加盟国内で分別回収されることを確かとしなければならない。

この目的のため、

- (a) 使用済みポータブル・バッテリーの引き取りと回収のシステムを確立する;
- (b) 後述の使用済みポータブル・バッテリーの共同回収ポイントに対して使用済みポータブル・バッテリーの無償での回収を申し出る;
- (c) 適切な回収/輸送用コンテナの使用済みポータブル・バッテリーの共同回収ポイントへの無償での提供を含む、使用済みポータブル・バッテリーの回収と輸送のために必要な実質的な準備を行なう;
- (d) 共同回収ポイントで回収された使用済みポータブル・バッテリーを、カバーされる地域、またそれらの共同回収ポイントで通常回収される使用済みポータブル・バッテリーの量や危険性に応じた頻度で無償で回収する;
また、使用済み電気/電子機器から取り外された使用済みポータブル・バッテリーを、その使用済みポータブル・バッテリーの量や危険性に応じた頻度で無償で回収する;
- (e) 共同回収ポイントから回収された、また使用済み電気/電子機器から取り外された使用済みポータブル・バッテリーが廃棄物管理事業者によって許可された施設で処理されることを確かとする。

2. ポータブル・バッテリーのプロデューサやプロデューサ責任機関は使用済みポータブル・バッテリーの引き取りと回収のシステムが以下の要求を満たすことを確かとする:

(a) 下記の 1 つ以上との共同で立ち上げられた回収ポイント (「使用済みポータブル・バッテリーの共同回収ポイント」) から構成される:

- i. 流通業者;
- ii. 使用済み自動車処理施設;
- iii. 公共機関、あるいはその代理として廃棄物管理を実施する第三者;
- iv. 自主回収ポイント;
- v. 使用済み電気/電子機器処理施設;

(b) 使用済みポータブル・バッテリーの回収と管理が利益となる地域に限定することなく、人口と人口密度、予測される使用済みポータブル・バッテリーの量、エンド・ユーザーに対するアクセス性と近さを考慮してその加盟国の全土を網羅する。

3. ポータブル・バッテリーのプロデューサやプロデューサ責任機関は少なくとも下記の回収目標 (Annex XI に従って計算する) を達成し、維持する:

- (a) 2023 年 12 月 31 日までに、45 %;
- (b) 2027 年 12 月 31 日までに、63 %;
- (c) 2039 年 12 月 31 日までに、73 %。

4. エンド・ユーザーは使用済みポータブル・バッテリーを回収ポイントで処分できなければならない、支払いや新しいバッテリーの購入を、あるいはそのポータブル・バッテリーをその回収ポイントを立ち上げたプロデューサから購入したことを求められてはならない。

5. 処理施設以外の回収ポイントは登録や許可の要求の対象とならない。

6. 加盟国はプロデューサやプロデューサ責任機関との契約が結ばれた場合にのみ回収ポイントが使用済みポータブル・バッテリーを回収できるようにする措置を採択できる。

8.3.2 使用済み LMT バッテリーの回収 (第 60 条)

1. LMT バッテリーのプロデューサやプロデューサ責任機関は、その性質、組成、状態、ブランド



図 5: 回収ポイントの例 — 街路などに設置されたバッテリー回収コンテナ

や出自に関わらず、全ての使用済み LMT バッテリーが自らがポータブル・バッテリーを市場に出した加盟国内で分別回収されることを確かとしなければならない。

この目的のため、

- (a) 使用済み LMT バッテリーの引き取りと回収のシステムを確立する;
- (b) 後述の使用済み LMT バッテリーの共同回収ポイントに対して使用済み LMT バッテリーの無償での回収を申し出る;
- (c) 適切な回収/輸送用コンテナの LMT バッテリーの共同回収ポイントへの無償での提供を含む、使用済み LMT バッテリーの回収と輸送のために必要な実際的な準備を行なう;

そのような使用済みバッテリーの回収と一時的保管のためのコンテナはその回収ポイントで回収されそうな使用済み LMT バッテリーの量と危険性の観点で適切なものでなければならない;

- (d) 共同回収ポイントで回収された使用済み LMT バッテリーを、カバーされる地域、分別回収設備の保管容量、またそれらの共同回収ポイントで通常回収される LMT バッ

- テリの量や危険性に応じた頻度で無償で回収する;
- また、使用済み電気/電子機器から取り外された使用済み LMT バッテリーを、その使用済み LMT バッテリーの量や危険性に応じた頻度で無償で回収する;
- (e) 共同回収ポイントから回収された、また使用済み電気/電子機器から取り外された使用済み LMT バッテリーの処理のための許可された施設への移送を行ない、それらが廃棄物管理事業者によって許可された施設で処理されることを確かとする;
2. LMT バッテリーのプロデューサーやプロデューサー責任機関は使用済み LMT バッテリーの引き取りと回収のシステムが以下の要求を満たすことを確かとする:
- (a) 引き取りの活動に関連してその回収ポイントが要する必要なコストをカバーする、下記の 1 つ以上との共同で立ち上げられた、該当する安全要求に適合する、使用済み LMT バッテリーの分別回収のための適切な回収設備を備えた回収ポイント (「LMT バッテリーの共同回収ポイント」) から構成される:
- i. 流通業者;
 - ii. 公共機関、あるいはその代理として廃棄物管理を実施する第三者;
 - iii. 自主回収ポイント;
 - iv. 使用済み電気/電子機器処理施設;
- (b) 使用済み LMT バッテリーの回収と管理が利益となる地域に限定することなく、人口と人口密度、予測される使用済み LMT バッテリーの量、エンド・ユーザーに対するアクセス性と近さを考慮してその加盟国の全土を網羅する。
3. LMT バッテリーのプロデューサーやプロデューサー責任機関は少なくとも下記の回収目標 (Annex XI に従って計算する) を達成し、維持する:
- (a) 2028 年 12 月 31 日までに、51 %;
 - (b) 2031 年 12 月 31 日までに、61 %;
4. エンド・ユーザーは使用済み LMT バッテリーを回収ポイントで処分できなければならない、支払いや新しいバッテリーの購入を、あるいはその LMT バッテリーをその回収ポイントを立ち上げたプロデューサーから購入したことを求められてはならない。
 5. 処理施設以外の回収ポイントは登録や許可の要求の対象とならない。
 6. 加盟国はプロデューサーやプロデューサー責任機関との契約が結ばれた場合にのみ回収ポイントが使用済み LMT バッテリーを回収できるようにする措置を採択できる。
- 8.3.3 使用済み SLI バッテリー、使用済み産業用バッテリー、及び使用済み電気自動車用バッテリーの回収 (第 61 条)**
1. SLI バッテリー、産業用バッテリー、及び電気自動車用バッテリーのプロデューサーやプロデューサー責任機関は、自らその加盟国の市場に出したカテゴリの全ての使用済み SLI バッテリー、使用済み産業用バッテリー、及び使用済み電気自動車用バッテリーを、その性質、組成、状態、ブランドや出自に関わらず、無償で、またエンド・ユーザーに新しいバッテリーの購入の義務を負わせ、あるいはそのバッテリーを彼らから購入したことを求めることなく引き取ること。
- この目的のため、エンド・ユーザーからの、あるいは下記の者と共同で立ち上げた引き取り/回収システムからの使用済み SLI バッテリー、使用済み産業用バッテリー、及び使用済み電気自動車用バッテリーの引き取りを受け入れること:
- (a) SLI バッテリー、産業用バッテリー、及び電気自動車用バッテリーの流通業者;
 - (b) SLI バッテリー、産業用バッテリー、及び電気自動車用バッテリーの再生産や用途変更を行なう事業者;
 - (c) その事業から使用済み SLI バッテリー、使用済み産業用バッテリー、及び使用済み電気自動車用バッテリーが生じる、使用済み電気/電子機器処理施設と使用済み自動車処理施設;

- (d) 公共機関、あるいはその代理として廃棄物管理を実施する第三者。

加盟国はプロデューサやプロデューサ責任機関との契約が結ばれた場合にのみ上記の拠点が使用済み SLI バッテリー、使用済み産業用バッテリー、及び使用済み電気自動車用バッテリーを回収できるようにする措置を採択できる。

使用済み産業用バッテリーが個人の非商用のユーザーの敷地での事前の分解を必要とする場合、プロデューサの使用済みバッテリーの引き取りの義務はその分解と回収に関してエンド・ユーザーにいかなるコストの負担ももたらしはならない。

引き取りの活動に関連してその回収ポイントが要する必要なコストはプロデューサやプロデューサ責任機関がカバーする。

回収ポイントは該当する安全要求に適合しなければならない、使用済みバッテリーの回収と一時的保管のためのコンテナはその回収ポイントで回収されそうな使用済み SLI バッテリー、使用済み産業用バッテリー、及び使用済み電気自動車用バッテリーの量と危険性の観点で適切なものでなければならない；

2. 上記の引き取りの体制は、使用済み SLI バッテリー、使用済み産業用バッテリー、及び使用済み電気自動車用バッテリーの回収と管理が利益となる地域に限定することなく、人口と人口密度、予測される使用済み SLI バッテリー、使用済み産業用バッテリー、及び使用済み電気自動車用バッテリーエンド・ユーザーに対するアクセス性と近さを考慮してその加盟国の全土を網羅する。
3. エンド・ユーザーや上記の引き取りと回収のシステムから回収された使用済み SLI バッテリー、使用済み産業用バッテリー、及び使用済み電気自動車用バッテリーの処理のための許可された施設への移送を行なう。

あるいは、回収拠点は回収された使用済み SLI バッテリー、使用済み産業用バッテリー、及び使用済み電気自動車用バッテリーを選択された廃棄物管理事業者に引き渡しても良く、この場合、使用済みバッテリーの処理のための許可された施設への移送に関するプロデューサの責任は満足されたものとみなす。

8.3.4 流通業者の義務 (第 62 条)

1. 流通業者は、以下の場所で、エンド・ユーザーからの使用済みバッテリーを、その組成、ブランド、あるいは出自に関わらず、無償で、またエンド・ユーザーに新しいバッテリーの購入の義務を負わせることなく引き取らなければならない：

- (a) 使用済みポータブル・バッテリーは流通業者の小売店、あるいはその直近で；
- (b) 使用済み LMT バッテリー、使用済み SLI バッテリー、使用済み産業用バッテリー、及び使用済み電気自動車用バッテリーは流通業者の小売店、あるいはその付近で。

2. この引き取りの義務は、

- (a) バッテリーを含む使用済み製品には適用されない；
- (b) その流通業者が供給している、あるいは供給したカテゴリの使用済みバッテリーに、また使用済みポータブル・バッテリーについては非専門的なエンド・ユーザーが通常廃棄する量に限る。

3. 流通業者は引き取った使用済みバッテリーをそれらの使用済みバッテリーの回収の責任を持つプロデューサかプロデューサ責任機関に、あるいは廃棄物管理事業者に引き渡す。

4. この条項の義務はバッテリーをエンド・ユーザーに遠隔契約の手段で供給する流通業者にも変更の上で適用される。

そのような流通業者は、エンド・ユーザーがバッテリーを回収に出せるように、人口と人口密度、使用済みポータブル・バッテリー、使用済み LMT バッテリー、使用済み SLI バッテリー、使用済み産業用バッテリー、及び使用済み電気自動車用バッテリーの予期される量、エンド・ユーザーのアクセス性と近さを考慮して、加盟国の全土をカバーする十分な数の回収ポイントを設けなければならない。

5. 配達による販売の場合、流通業者は、使用済みポータブル・バッテリー、使用済み LMT バッテリー、使用済み SLI バッテリー、使用済み産業用バッテリー、及び使用済み電気自動車用バッテリーのエンド・ユーザーへの配達の場合での、ある

いはローカルな回収ポイントでの無償での引き取りを提供しなければならない。

エンド・ユーザーはバッテリーの注文に際して使用済みバッテリーの引き取りの対応に関して知らされなければならない。

6. 消費者がプロデューサとの遠隔契約を締結できるようにするオンライン・プラットフォームのプロバイダは、機器、軽量輸送手段、あるいはその他の車両に組み込まれたバッテリーを含めてバッテリーを販売するプロデューサから以下の情報を入手しなければならない:

- (a) プロデューサの登録に関する詳細、またプロデューサの登録番号;
- (b) 機器、軽量輸送手段、あるいはその他の車両に組み込まれたバッテリーを含めて、拡大プロデューサ責任要求に適合した上でのみバッテリーを販売する旨のプロデューサによる自己証明。

8.3.5 エンド・ユーザーの義務 (第 64 条)

エンド・ユーザーは、使用済みバッテリーを他の廃棄物 (未分別の一般廃棄物を含む) から分別して、プロデューサやプロデューサ責任機関によって、あるいはそれらとの協定に基づいて設置された所定の分別回収ポイントに排出する。^{†51}

8.3.6 公共廃棄物管理機関の参加 (第 66 条)

個人の非商用のエンド・ユーザーからの使用済みバッテリーは公共廃棄物管理機関が設けた分別回収ポイントに排出しても良い。

公共廃棄物管理機関は回収された使用済みバッテリーをプロデューサ、プロデューサ責任機関、あるいは廃棄物管理事業者に引き渡すことで、あるいは自ら処理を行なうことで、その処理が適切に行なわれることを確かとする。

^{†51} 少なくともポータブル・バッテリーと LMT バッテリーについてはエンド・ユーザーがバッテリーを容易に取り外せることが要求されている (§4.1)。この規則のその条項が発効する以前に市場に出された機器はエンド・ユーザーが容易にバッテリーを取り外せるようにはなっていないかも知れず、そのようなものは (また、おそらくはこの条項の義務にも関わらずバッテリーを取り外さずに排出された使用済み機器も) バッテリーを搭載したままで WEEE 指令 [3][8] に基づいて回収され、その後、処理施設で機器から分離されてこの規則のもとで処理されることになるとと思われる。

8.3.7 自主回収ポイントの参加 (第 67 条)

使用済みのポータブル・バッテリー、あるいは LMT バッテリーのための自主回収ポイントは、回収された使用済みバッテリーをそのカテゴリのバッテリーのプロデューサかその代理を務めるプロデューサ責任機関を含む第三者、あるいは廃棄物管理事業者に引き渡す。

8.3.8 処理

回収された使用済みバッテリーは廃棄やエネルギー回収を行なってはならず、この規則の Annex XII (保管、及びリサイクルを含む処理の要求) で述べられているように、適切な処理施設でリユースの準備、用途変更の準備、あるいはリサイクルを行なう。

リサイクル率とリカバリ率の目標はこの規則の Annex XII で示されている。

8.4 当局への報告 (第 75 条)

バッテリーのプロデューサ、あるいはその任命を受けたプロデューサ責任機関は、バッテリーを市場に出した加盟国の当局への年次報告が求められる:

1. ポータブル・バッテリーや LMT バッテリーのプロデューサ、あるいはその任命を受けたプロデューサ責任機関は、毎年、バッテリーと使用済みバッテリーの化学的性質とカテゴリに関する少なくとも以下の情報を当局に報告する:
 - (a) エンド・ユーザーに販売される前にその年のあいだにその加盟国の領土から離れたバッテリーを除く、加盟国の領土内で市場に出されたポータブル・バッテリーや LMT バッテリーの量;
 - (b) エンド・ユーザーに販売される前にその年のあいだにその加盟国の領土から離れたバッテリーを除く、加盟国の領土内で市場に出された汎用のポータブル・バッテリーの量;
 - (c) 回収された使用済みポータブル・バッテリーと使用済み LMT バッテリーの量;
 - (d) 使用済みポータブル・バッテリーと使用済み LMT バッテリーのそのプロデューサかプロデューサ責任機関が達成した回収率;

- (e) 処理のために許可された施設に移送された、回収された使用済みポータブル・バッテリーと使用済み LMT バッテリーの量;
 - (f) 処理、リユースの準備、あるいは用途変更の準備のために第三国に輸出された、回収された使用済みポータブル・バッテリーと使用済み LMT バッテリーの量;
 - (g) リユースの準備、あるいは用途変更の準備のために許可された施設に移送された、回収された使用済みポータブル・バッテリーと使用済み LMT バッテリーの量。
2. SLI バッテリー、産業用バッテリー、あるいは電気自動車用バッテリーのプロデューサ、あるいはその任命を受けたプロデューサ責任機関は、毎年、バッテリーと使用済みバッテリーの化学的性質とカテゴリに関する少なくとも以下の情報を当局に報告する:
- (a) エンド・ユーザーに販売される前にその年のあいだにその加盟国の領土から離れたバッテリーを除く、加盟国の領土内で市場に出されたポータブル・バッテリーや LMT バッテリーの量 SLI バッテリー、産業用バッテリー、あるいは電気自動車用バッテリーの量;
 - (b) リユースの準備、あるいは用途変更の準備のために許可された施設に移送された、回収された使用済み SLI バッテリー、使用済み産業用バッテリー、あるいは使用済み電気自動車用バッテリーの量;
 - (c) 処理のために許可された施設に移送された、回収された使用済み SLI バッテリー、使用済み産業用バッテリー、あるいは使用済み電気自動車用バッテリーの量;
 - (d) 処理、リユースの準備、あるいは用途変更の準備のために第三国に輸出された、回収された使用済み SLI バッテリー、使用済み産業用バッテリー、あるいは使用済み電気自動車用バッテリーの量。

廃棄物管理事業者に対してはこれと別の要求があるが、ここでは触れない。

9 参考資料

- [1] *Regulation (EU) 2023/1542 of the European Parliament and of the Council of 12 July 2023 concerning batteries and waste batteries, amending Directives 2008/98/EC and Regulation (EU) 2019/1020 and repealing Directive 2006/66/EC*
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32023R1542>
- [2] *Directive 2006/66/EC of the European Parliament and of the Council of 6 September 2006 on batteries and accumulators and waste batteries and accumulators and repealing Directive 91/157/EEC,*
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32006L0066>
- [3] *Directive 2012/19/EU of the European Parliament and of the Council of 4 July 2012 on waste electrical and electronic equipment (WEEE),*
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32012L0019>
- [4] *Regulation (EC) No 1907/2006 of the European Parliament and of the Council of 18 December 2006 concerning the Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals (REACH), establishing a European Chemicals Agency, amending Directive 1999/45/EC and repealing Council Regulation (EEC) No 793/93 and Commission Regulation (EC) No 1488/94 as well as Council Directive 76/769/EEC and Commission Directives 91/155/EEC, 93/67/EEC, 93/105/EC and 2000/21/EC*
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/en/ALL/?uri=CELEX:32006R1907>
- [5] *Directive 2000/53/EC of the European Parliament and of the Council of 18 September 2000 on end-of life vehicles*
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32000L0053>
- [6] *Directive 2009/125/EC of the European Parliament and of the Council of 21 October 2009 establishing a framework for the setting of ecodesign requirements for energy-related products,*
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32009L0125>
- [7] バッテリー指令 2006/66/EC の概要, 株式会社 e・オートマ, 2022,
<https://www.emc-ohatama.jp/emc/reference.html>
- [8] WEEE (廃電気・電子機器) 指令 2012/19/EU の概要, 株式会社 e・オートマ, 2021,
<https://www.emc-ohatama.jp/emc/reference.html>

- [9] REACH 規則 Regulation (EC) No 1907/2006 の概要 — 主に電子/電気機器の EU への輸出に関連して, 株式会社 e・オートマ, 2022,
<https://www.emc-ohtama.jp/emc/reference.html>
- [10] ELV (使用済み自動車) 指令 2000/53/EC の概要, 株式会社 e・オートマ, 2022,
<https://www.emc-ohtama.jp/emc/reference.html>
- [11] エコデザイン指令 2009/125/EC の概要, 株式会社 e・オートマ, 2022,
<https://www.emc-ohtama.jp/emc/reference.html>